

令和 2 年度

市 税 概 要



上 田 市

上田市民憲章



上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然や 先人の築いた歴史と文化を大切にす
まちはです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち
未来への発展を願って ここに市民憲章を定めます

- 1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまち
をつくります
- 1 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちを
つくります
- 1 未来を担う子どもらが健やかに育つ 夢あるまちをつく
ります
- 1 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちを
つくります

平成19年（2007年）10月3日制定

目 次

I 上田市の概要

1 市のあらまし	1
2 人口と世帯数	1
3 位置	1
4 上田市の詳細図	2
5 原付オリジナルナンバープレート	2
6 市の予算と決算	
(1) 令和2年度一般会計当初予算	3
(2) 令和元年度一般会計決算	4

II 市税の概要

1 令和2年度市税当初予算	5
2 一般会計歳入額と市税収入額の推移	6
3 市税負担状況	7
4 税目別決算額の推移	8

III 市県民税

1 納税義務者数の推移	
(1) 個人市民税	12
(2) 個人県民税	12
2 課税額・調定額の推移	
(1) 個人市民税課税額・調定額の推移	13
(2) 個人県民税課税額・調定額の推移	13
(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合	14
3 令和2年度課税標準額段階別所得の状況	15
4 所得控除の状況	16
5 令和2年度所得区分による課税状況	17
6 令和2年度税額控除の状況	17
7 法人市民税	
(1) 納税義務者数の推移	18
(2) 調定件数、調定額、電子申請件数	18
(3) 業種別調定額の推移	19

IV 固定資産税

1 課税状況の推移	
(1) 固定資産税調定額等の推移	20
(2) 国有資産等所在市町村交付金	20
2 土地の概要	
(1) 令和2年度土地の総括	21
(2) 決定価格等の推移	23
3 家屋の概要	
(1) 令和2年度家屋の総括	24
(2) 決定価格等の推移	24
(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移	25
(4) 新・増築分家屋の推移	26
4 償却資産の概要	
(1) 令和2年度償却資産の総括	27
(2) 課税標準額等の推移	28

V 諸税、その他

1 軽自動車税	
(1) 調定額の推移	29
(2) 環境性能割の課税台数の推移	29
(3) 種別割の車種別課税台数の推移	29
(4) 種別割の非課税、課税免除台数の推移	29
(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況	30
2 市たばこ税	31
3 鉱産税	31
4 入湯税	31
5 都市計画税	31
6 特別土地保有税	31
7 国民健康保険税	32
8 証明、閲覧関係	
(1) 証明閲覧手数料徴収基準	32
(2) 諸証明取扱状況	32
(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移	32
9 税率と納期	33
10 税務機構及び事務分掌	35
11 市税の徴収に要する経費	36

VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移	37
2 納付状況	
(1) 口座振替、自主納付（予定者）の推移	38
(2) 口座振替による納付状況	39
(3) 令和元年度税目別の口座振替依頼状況	39
(4) 口座振替手数料の支払状況（金融機関分）	39
(5) 郵便振替手数料の支払状況	39
(6) コンビニ収納手数料の支払状況	39
3 督促関係	
(1) 督促状の発付状況	40
(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況	40
4 滞納処分、差押等	
(1) 税目別滞納の内訳	40
(2) 滞納処分執行停止状況	41
(3) 不納欠損処分状況	41
(4) 財産の差押と解除の状況	42
(5) 差押現在高	42
(6) 交付要求等の状況	43
(7) 交付要求現在高	43
(8) 公売処分の実施状況	43
(9) 催告書発送数	43
5 個人県民税関係	
(1) 令和元年度個人県民税徴収取扱費の状況	44
(2) 令和元年度個人県民税の取扱状況	44
6 県内19市の市税等収納率の状況	45
参考資料 市税のあゆみ	48

図表中、各項目の計数は、原則として単位未満四捨五入としたため合計と一致しない場合があります。

I 上田市の概要

1 市のあらまし

上田市は、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併し誕生した、人口約15万8千人を擁する長野県東部の中核都市です。

北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原高原などの2,000メートル級の山々に囲まれ、佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れていきます。地勢については、標高400メートルから800メートルの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されています。

上田市の盆地部分の年平均気温は、摂氏11.9度です。昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、晴天率が高く、年間の平均降水量が約890ミリメートルと全国でも有数の少雨乾燥地帯となっています。

主な産業は、かつて「蚕都（さんと）」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引し、高度な技術を有する企業の集積が見られます。

農業は少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われています。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多彩な彩りで訪れる人を魅了します。

上田市は、長野県東部の中核都市として、「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」をキャッチフレーズに、「市民が主役のまちづくり」、「安全・安心な快適環境のまちづくり」、「誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり」、「ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり」、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」を目指しています。

2 人口と世帯数

区 分	面 積 (km ²)	世帯数	人 口			1世帯当 りの人口	人口密度 (人/km ²)
			男	女	計		
平成27年	552.04	66,275	78,218	81,551	159,769	2.4	289
平成28年	552.04	66,721	77,994	81,331	159,325	2.4	288
平成29年	552.04	67,308	77,712	80,839	158,551	2.4	287
平成30年	552.04	67,820	77,514	80,751	158,265	2.3	286
令和元年	552.04	64,533	74,787	77,993	152,780	2.4	284

資料：世帯数、人口は長野県毎月人口異動調査結果による（10月1日現在）。H27国勢調査改訂

3 位置

日本のほぼ中央に位置している上田市は、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しています。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄え、交通の要衝でしたが、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有しています。

東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば最短78分の距離です。避暑地として有名な軽井沢町からは約40キロメートル、1998年冬季オリンピックの主会場となった長野市とも約40キロメートルの位置にあります。

東西約31キロメートル、南北約37キロメートルの広がりを持ち、面積は、552.04平方キロメートル、市役所本庁の位置は、東経138度15分、北緯36度24分、海拔456メートルです。



4 上田市の詳細図



5 原付オリジナルナンバープレート



上田城跡公園 東虎口櫓門前

上田市では、平成20年8月20日 合併後3周年の機会に、地域の一体感の醸成と観光振興・地域振興等を目的として、県下初となる先駆的な取り組みとして、形を上田城の櫓をモチーフに「信州」と「六文銭」をデザインに入れ「上田らしさ」を表現した「原付オリジナルナンバープレート」を作製し交付を始めました。

この「原付オリジナルナンバープレート」が市民に愛され、親しまれるとともに、動く広告塔として、自然と歴史ロマンあふれる真田幸村公の故郷 信州上田を全国へアピールし、地域振興と観光振興の一助としています。

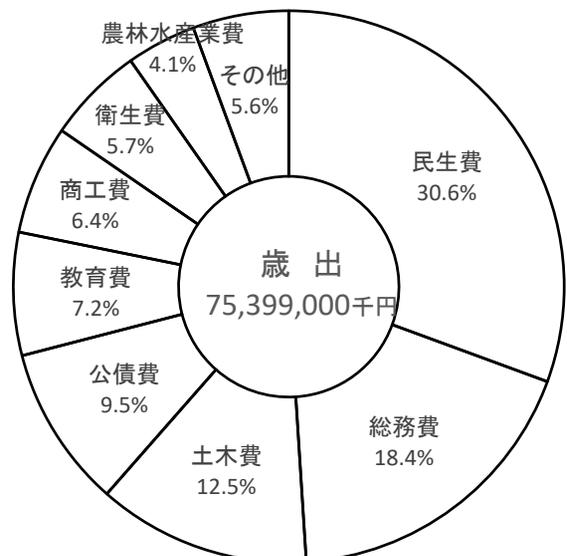
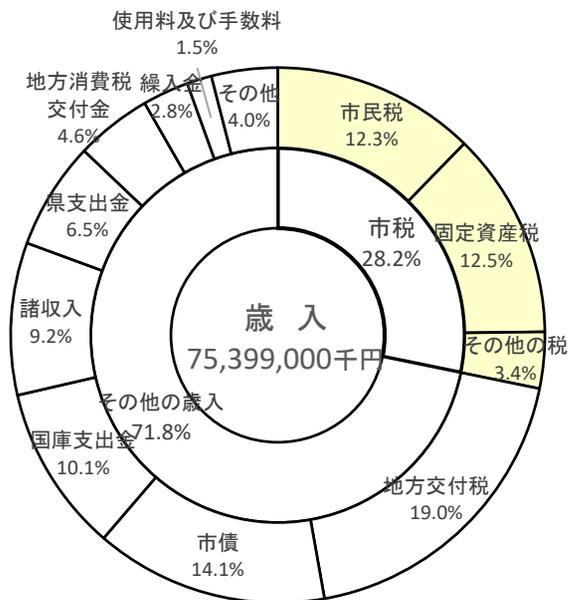
6 市の予算と決算

(1) 令和2年度一般会計当初予算

(単位：千円、%)

	歳入科目	予算額	構成比	歳出科目	予算額	構成比
1	市 税	21,267,719	28.2	議 会 費	375,418	0.5
2	地 方 譲 与 税	609,731	0.8	総 務 費	13,874,069	18.4
3	利 子 割 交 付 金	25,000	0.0	民 生 費	23,084,693	30.6
4	配 当 割 交 付 金	73,000	0.1	衛 生 費	4,307,432	5.7
5	株式等譲渡所得割交付金	60,000	0.0	労 働 費	296,875	0.4
6	法 人 事 業 税 交 付 金	176,000	0.2	農 林 水 産 業 費	3,066,289	4.1
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,500,000	4.6	商 工 費	4,809,244	6.4
8	ゴルフ場利用税交付金	17,000	0.0	土 木 費	9,426,194	12.5
9	環 境 性 能 割 交 付 金	52,000	0.1	消 防 費	2,013,963	2.7
10	地 方 特 例 交 付 金	141,200	0.2	教 育 費	5,443,123	7.2
11	地 方 交 付 税	14,300,100	19.0	災 害 復 旧 費	1,460,863	1.9
12	交通安全対策特別交付金	22,000	0.0	公 債 費	7,140,837	9.5
13	分 担 金 及 び 負 担 金	303,297	0.4	予 備 費	100,000	0.1
14	使用料及び手数料	1,123,660	1.5			
15	国 庫 支 出 金	7,588,679	10.1			
16	県 支 出 金	4,875,692	6.5			
17	財 産 収 入	182,625	0.2			
18	寄 附 金	280,002	0.4			
19	繰 入 金	2,114,070	2.8			
20	繰 越 金	1,100,000	1.5			
21	諸 収 入	6,957,125	9.2			
22	市 債	10,630,100	14.1			
	歳 入 合 計	75,399,000	100.0	歳 出 合 計	75,399,000	100.0

令和2年度一般会計当初予算グラフ

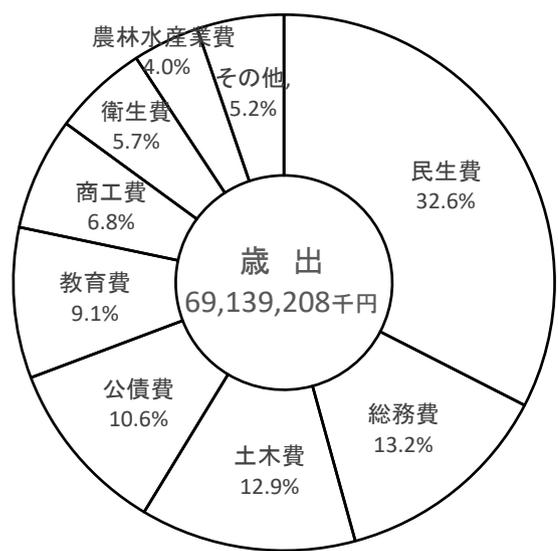
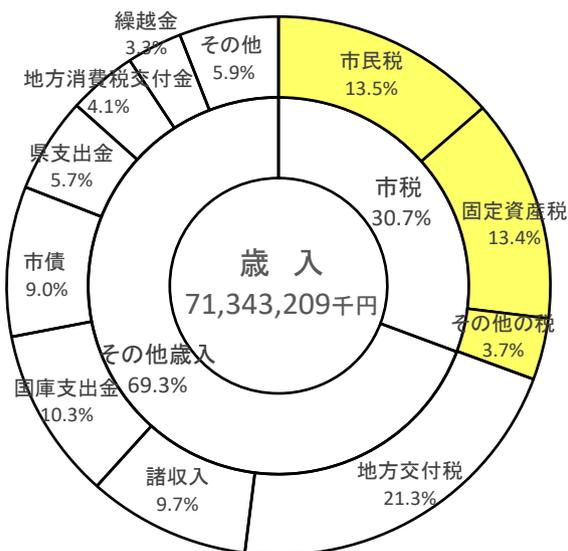


(2) 令和元年度一般会計決算

(単位：千円、%)

歳入科目				歳出科目			
	歳入科目	決算額	構成比		決算額	構成比	
1	市 税	21,883,946	30.7	議 会 費	371,638	0.5	
2	地 方 譲 与 税	557,459	0.8	総 務 費	9,154,561	13.2	
3	利 子 割 交 付 金	17,968	0.0	民 生 費	22,513,409	32.6	
4	配 当 割 交 付 金	79,172	0.1	衛 生 費	3,911,762	5.7	
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	45,597	0.1	労 働 費	276,623	0.4	
6	地 方 消 費 税 交 付 金	2,945,906	4.1	農 林 水 産 業 費	2,745,943	4.0	
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,936	0.0	商 工 費	4,706,316	6.8	
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	75,795	0.1	土 木 費	8,891,850	12.9	
9	環 境 性 能 割 交 付 金	18,400	0.0	消 防 費	1,986,495	2.9	
10	地 方 特 例 交 付 金	504,298	0.7	教 育 費	6,307,810	9.1	
11	地 方 交 付 税	15,164,805	21.3	公 債 費	7,298,021	10.6	
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,435	0.0	予 備 費	0	0.0	
13	分 担 金 及 び 負 担 金	298,331	0.4	災 害 復 旧 費	974,776	1.4	
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,368,092	1.9				
15	国 庫 支 出 金	7,374,213	10.3				
16	県 支 出 金	4,046,485	5.7				
17	財 産 収 入	233,549	0.3				
18	寄 附 金	424,809	0.6				
19	繰 入 金	577,098	0.8				
20	繰 越 金	2,364,664	3.3				
21	諸 収 入	6,884,447	9.7				
22	市 債	6,436,800	9.0				
	歳 入 合 計	71,343,209	100.0	歳 出 合 計	69,139,208	100.0	

令和元年度一般会計決算グラフ



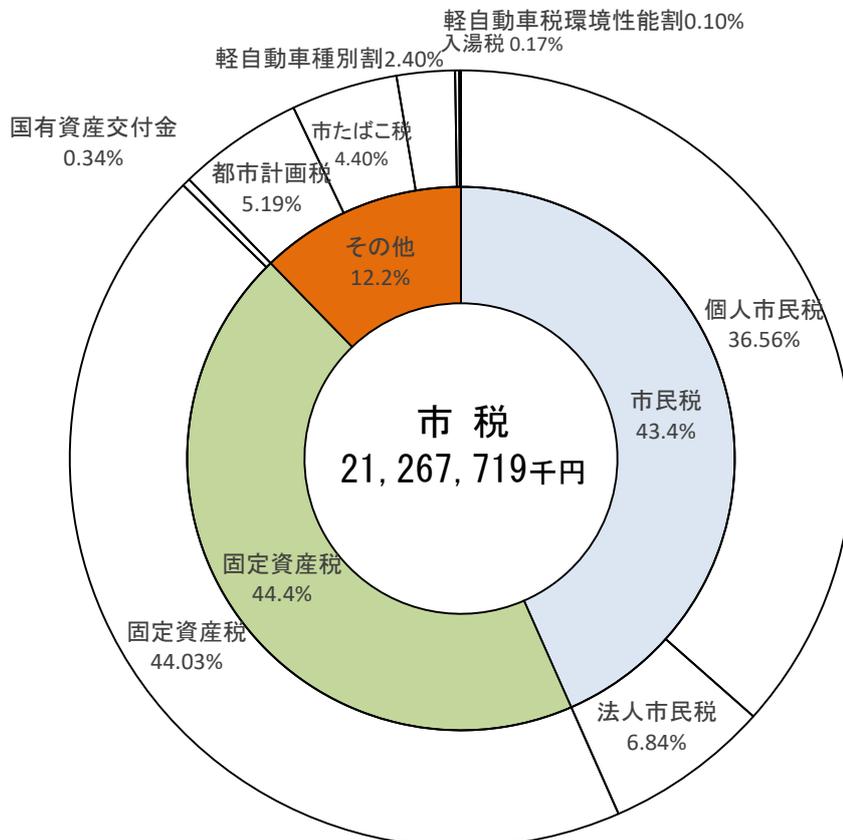
Ⅱ 市税の概要

1 令和2年度市税当初予算

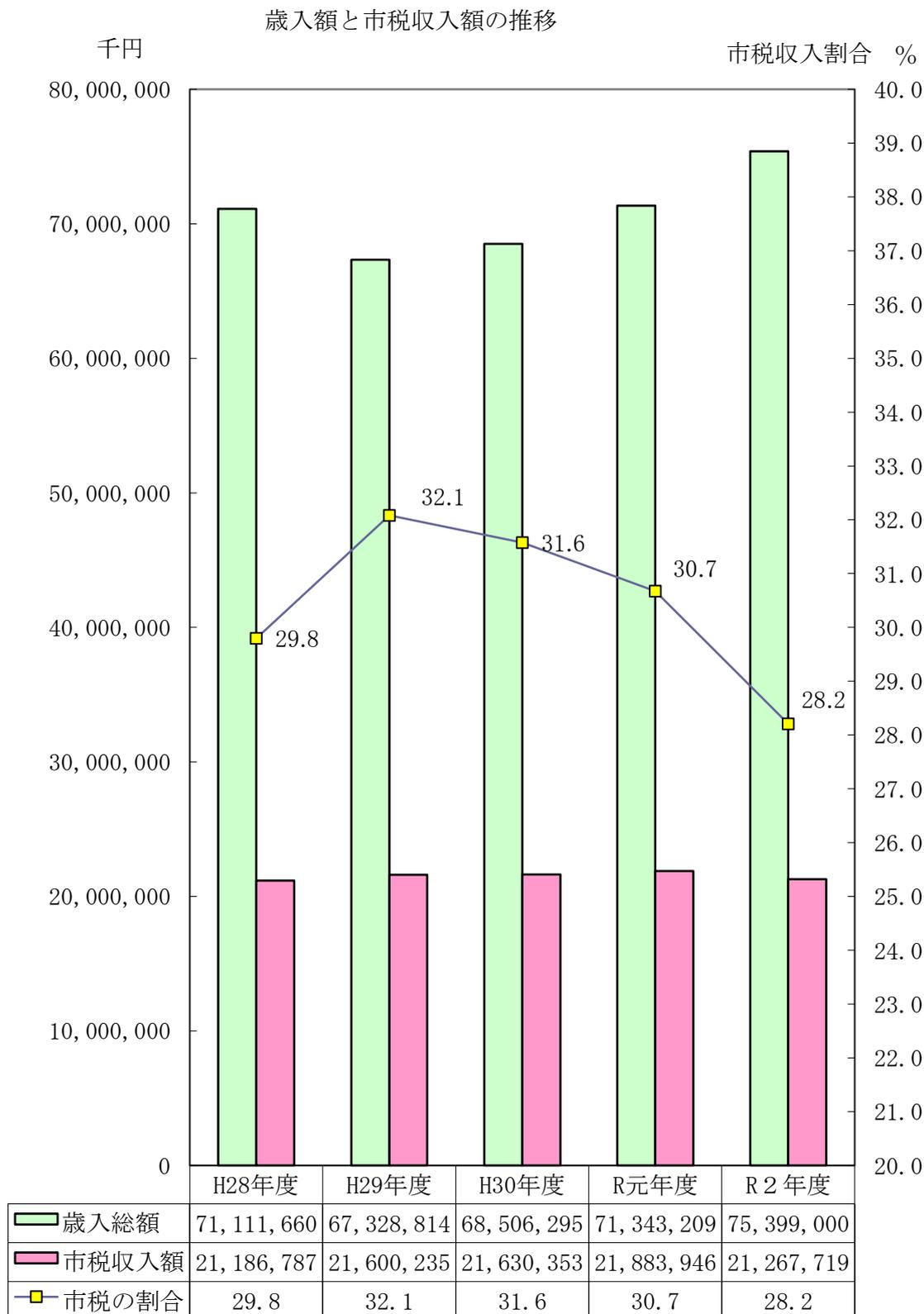
(単位：千円、%)

税目	現年課税	滞納繰越	合計	構成比	前年比
個人市民税	7,700,000	76,000	7,776,000	36.6	101.6
法人市民税	1,450,000	4,300	1,454,300	6.8	76.3
固定資産税	9,260,000	105,000	9,365,000	44.0	101.4
国有資産交付金	72,000	0	72,000	0.3	97.3
軽自動車税(種別割)	505,000	6,200	511,200	2.4	103.0
軽自動車税(環境性能割)	15,000	0	15,000	0.1	—
市たばこ税	935,168	0	935,168	4.4	103.9
鉦産税	1	0	1	0.0	100.0
入湯税	36,000	50	36,050	0.2	94.7
都市計画税	1,090,000	13,000	1,103,000	5.2	101.7
合計	21,063,169	204,550	21,267,719	100.0	99.4

【令和2年度市税当初予算グラフ】



2 一般会計歳入額と市税収入額の推移



備考 令和2年度は当初予算額、令和元年度以前は決算額

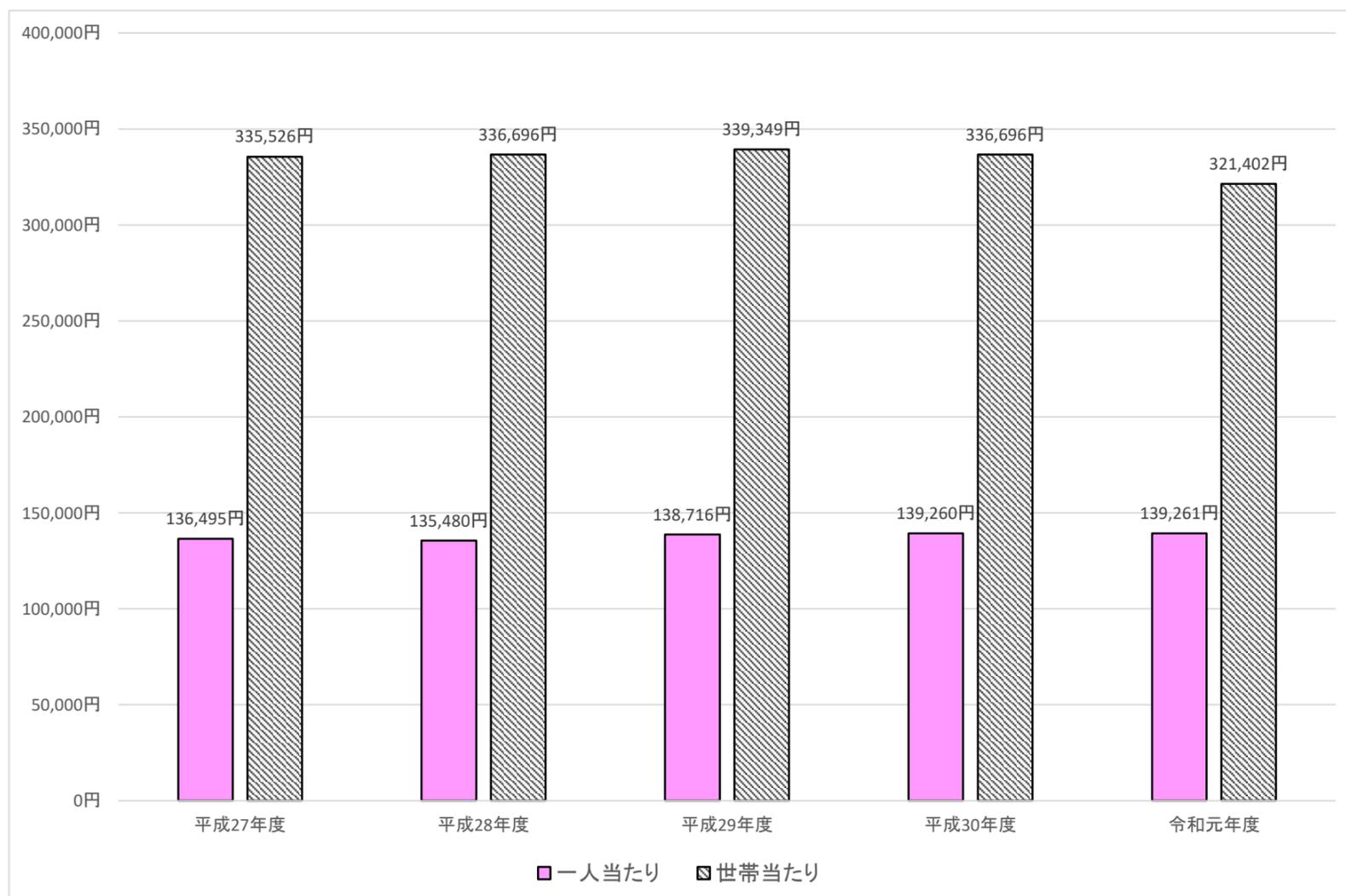
3 市税負担状況

(単位：円、%)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		税 額	前年比								
人 口 一 人 当 た り	市税総額	136,495	99.26	135,480	99.26	138,716	102.39	139,260	100.39	139,261	100.00
	個人市民税	46,441	101.39	47,089	101.39	48,363	102.71	49,246	101.82	50,250	102.04
	固定資産税	60,437	99.62	60,209	99.62	60,868	101.09	60,047	98.65	60,500	100.75
	その他の税	29,617	95.16	28,182	95.16	29,485	104.62	29,968	101.64	28,511	95.14
一 世 帯 当 た り	市税総額	335,526	98.58	335,526	98.58	339,349	101.14	336,696	99.22	321,402	95.46
	個人市民税	116,618	100.71	116,618	100.71	118,313	101.45	119,063	100.63	115,973	97.40
	固定資産税	149,113	98.95	149,113	98.95	148,904	99.86	145,178	97.50	139,629	96.18
	その他の税	69,795	94.51	69,795	94.51	72,132	103.35	72,454	100.45	65,800	90.82

(備考) 税額=収入済額/10月1日人口、世帯数(長野県毎月人口異動調査結果による。)

市税負担状況の推移グラフ



税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目		平成28年度							
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
1 市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,358,236,645	7,244,917,809	11,427	113,307,409	98.46	98.25	0.21
		滞納繰越分	408,360,605	118,931,507	39,814,598	249,614,500	29.12	26.59	2.53
		小 計	7,766,597,250	7,363,849,316	39,826,025	362,921,909	94.81	94.24	0.57
	法人 市 民 税	現年課税分	1,640,014,300	1,634,632,600	0	5,381,700	99.67	99.66	0.01
		滞納繰越分	41,523,407	7,597,253	2,332,728	31,593,426	18.30	13.76	4.54
		小 計	1,681,537,707	1,642,229,853	2,332,728	36,975,126	97.66	97.76	△0.10
計		9,448,134,957	9,006,079,169	42,158,753	399,897,035	95.32	94.95	0.37	
2 固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,381,412,400	9,223,688,436	6,158,265	151,565,699	98.32	98.04	0.28
		滞納繰越分	732,886,843	192,044,111	70,907,330	469,935,402	26.20	25.48	0.72
		小 計	10,114,299,243	9,415,732,547	77,065,595	621,501,101	93.09	92.21	0.88
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	69,889,800	69,889,800	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,184,189,043	9,485,622,347	77,065,595	621,501,101	93.14	92.26	0.88
3 軽 自 動 車 税	現年課税分	469,399,300	460,014,799	2,000	9,382,501	98.00	98.13	△0.13	
	滞納繰越分	22,283,475	6,321,804	2,462,176	13,499,495	28.37	27.26	1.11	
	計	491,682,775	466,336,603	2,464,176	22,881,996	94.85	94.07	0.78	
4 市 た ば こ 税	現年課税分	1,056,522,349	1,056,522,349	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-	
	計	1,056,522,349	1,056,522,349	0	0	100.00	100.00	0.00	
5 鉦 産 税		0	0	0	0	-	-	-	
6 入 湯 税	現年課税分	53,628,900	53,393,500	0	235,400	99.56	98.80	0.76	
	滞納繰越分	624,239	624,239	0	0	100.00	96.71	3.29	
	計	54,253,139	54,017,739	0	235,400	99.57	98.74	0.83	
7 都 市 計 画 税	現年課税分	1,113,648,800	1,094,925,686	731,031	17,992,083	98.32	98.04	0.28	
	滞納繰越分	88,854,294	23,283,215	8,596,726	56,974,353	26.20	25.48	0.72	
	計	1,202,503,094	1,118,208,901	9,327,757	74,966,436	92.99	92.01	0.98	
市税現年課税分		21,142,752,494	20,837,984,979	6,902,723	297,864,792	98.56	98.37	0.19	
市税滞納繰越分		1,294,532,863	348,802,129	124,113,558	821,617,176	26.94	25.57	1.37	
市 税 合 計		22,437,285,357	21,186,787,108	131,016,281	1,119,481,968	94.43	93.81	0.62	
国 保 税	現年課税分	3,238,815,527	2,994,138,686	0	244,676,841	92.45	92.31	0.14	
	滞納繰越分	1,051,430,712	239,418,166	108,002,534	704,010,012	22.77	20.95	1.82	
	合 計	4,290,246,239	3,233,556,852	108,002,534	948,686,853	75.37	73.67	1.70	

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目		平成29年度							
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
1 市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,504,635,100	7,412,309,668	50,636	92,274,796	98.77	98.46	0.31
		滞納繰越分	362,031,078	118,556,646	30,712,846	212,761,586	32.75	29.12	3.63
		小 計	7,866,666,178	7,530,866,314	30,763,482	305,036,382	95.73	94.81	0.92
	法人 市 民 税	現年課税分	1,877,687,600	1,872,046,300	0	5,641,300	99.70	99.67	0.03
		滞納繰越分	36,975,126	5,307,099	3,591,459	28,076,568	14.35	18.30	△3.95
		小 計	1,914,662,726	1,877,353,399	3,591,459	33,717,868	98.05	97.66	0.39
計		9,781,328,904	9,408,219,713	34,354,941	338,754,250	96.19	95.32	0.87	
2 固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,463,443,500	9,317,716,952	3,079,088	142,647,460	98.46	98.32	0.14
		滞納繰越分	621,199,201	160,318,482	64,211,736	396,668,983	25.81	26.20	△0.39
		小 計	10,084,642,701	9,478,035,434	67,290,824	539,316,443	93.98	93.09	0.89
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	70,935,500	70,935,500	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,155,578,201	9,548,970,934	67,290,824	539,316,443	94.03	93.14	0.89
3 軽 自 動 車 税	現年課税分	486,990,600	478,191,030	7,200	8,792,370	98.19	98.00	0.19	
	滞納繰越分	22,830,996	6,848,947	2,282,900	13,699,149	30.00	28.37	1.63	
	計	509,821,596	485,039,977	2,290,100	22,491,519	95.14	94.85	0.29	
4 市 た ば こ 税	現年課税分	988,291,822	988,291,822	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-	
	計	988,291,822	988,291,822	0	0	100.00	100.00	0.00	
5	鉦 産 税	100	100	0	0	100.00	-	-	
6 入 湯 税	現年課税分	50,075,850	46,406,563	0	3,669,287	92.67	99.56	△6.89	
	滞納繰越分	235,400	0	0	235,400	0.00	100.00	△100.00	
	計	50,311,250	46,406,563	0	3,904,687	92.24	99.57	△7.33	
7 都 市 計 画 税	現年課税分	1,121,228,700	1,103,959,366	364,812	16,904,522	98.46	98.32	0.14	
	滞納繰越分	74,964,536	19,346,848	7,748,917	47,868,771	25.81	26.20	△0.39	
	計	1,196,193,236	1,123,306,214	8,113,729	64,773,293	93.91	92.99	0.92	
市税現年課税分		21,563,288,772	21,289,857,301	3,501,736	269,929,735	98.73	98.56	0.17	
市税滞納繰越分		1,118,236,337	310,378,022	108,547,858	699,310,457	27.76	26.94	0.82	
市 税 合 計		22,681,525,109	21,600,235,323	112,049,594	969,240,192	95.23	94.43	0.80	
国 保 税	現年課税分	3,091,765,800	2,891,699,145	16,000	200,050,655	93.53	92.45	1.08	
	滞納繰越分	934,363,820	236,212,610	92,508,172	605,643,038	25.28	22.77	2.51	
	合 計	4,026,129,620	3,127,911,755	92,524,172	805,693,693	77.69	75.37	2.32	

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			平成30年度							
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,611,163,340	7,541,004,829	68,253	70,090,258	99.08	98.77	0.31	
		滞納繰越分	303,328,595	107,972,067	16,967,722	178,388,806	35.60	32.75	2.85	
		小 計	7,914,491,935	7,648,976,896	17,035,975	248,479,064	96.65	95.73	0.92	
	法人 市 民 税	現年課税分	1,960,004,500	1,955,698,900	100,000	4,205,600	99.78	99.70	0.08	
		滞納繰越分	33,717,868	5,595,231	2,218,900	25,903,737	16.59	14.35	2.24	
		小 計	1,993,722,368	1,961,294,131	2,318,900	30,109,337	98.37	98.05	0.32	
	計		9,908,214,303	9,610,271,027	19,354,875	278,588,401	96.99	96.19	0.80	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,326,219,400	9,188,014,397	8,831,232	129,373,771	98.52	98.46	0.06
			滞納繰越分	528,084,543	138,676,895	51,873,073	337,534,575	26.26	25.81	0.45
小 計			9,854,303,943	9,326,691,292	60,704,305	466,908,346	94.65	93.98	0.67	
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金		76,054,400	76,054,400		0	100.00	100.00	0.00		
計		9,930,358,343	9,402,745,692	60,704,305	466,908,346	94.69	94.03	0.66		
軽 自 動 車 税	現年課税分	507,423,300	499,295,222	0	8,128,078	98.40	98.19	0.21		
	滞納繰越分	22,491,519	7,411,316	1,907,333	13,172,870	32.95	30.00	2.95		
	計	529,914,819	506,706,538	1,907,333	21,300,948	95.62	95.14	0.48		
市 た ば こ 税	現年課税分	972,391,031	972,391,031	0	0	100.00	100.00	0.00		
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-		
	計	972,391,031	972,391,031	0	0	100.00	100.00	0.00		
鉦 産 税		200	200	0	0	100.00	100.00	-		
入 湯 税	現年課税分	42,200,200	42,072,750	0	127,450	99.70	92.67	7.03		
	滞納繰越分	3,904,687	1,626,050	0	2,278,637	41.64	0.00	41.64		
	計	46,104,887	43,698,800	0	2,406,087	94.78	92.24	2.54		
都 市 計 画 税	現年課税分	1,093,766,900	1,077,557,587	1,035,716	15,173,597	98.52	98.46	0.06		
	滞納繰越分	64,658,793	16,983,097	6,352,647	41,323,049	26.27	25.81	0.46		
	計	1,158,425,693	1,094,540,684	7,388,363	56,496,646	94.49	93.91	0.58		
市税現年課税分		21,589,223,271	21,352,089,316	10,035,201	227,098,754	98.90	98.73	0.17		
市税滞納繰越分		956,186,005	278,264,656	79,319,675	598,601,674	29.10	27.76	1.34		
市 税 合 計		22,545,409,276	21,630,353,972	89,354,876	825,700,428	95.94	95.23	0.71		
国 保 税	現年課税分	2,969,028,900	2,788,370,860	0	180,658,040	93.92	93.53	0.39		
	滞納繰越分	797,331,093	218,786,365	73,611,883	504,932,845	27.44	25.28	2.16		
	合 計	3,766,359,993	3,007,157,225	73,611,883	685,590,885	79.84	77.69	2.15		

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和元年度							
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,891,068,400	7,819,894,143	11,305	71,162,952	99.10	99.08	0.02	
		滞納繰越分	247,575,430	76,595,261	20,101,952	150,878,217	30.94	35.60	△4.66	
		小 計	8,138,643,830	7,896,489,404	20,113,257	222,041,169	97.02	96.65	0.37	
	法人 市 民 税	現年課税分	1,747,714,500	1,744,475,711	0	3,238,789	99.81	99.78	0.03	
		滞納繰越分	30,109,337	3,989,232	2,263,500	23,856,605	13.25	16.59	△3.34	
		小 計	1,777,823,837	1,748,464,943	2,263,500	27,095,394	98.35	98.37	△0.02	
	計		9,916,467,667	9,644,954,347	22,376,757	249,136,563	97.26	96.99	0.27	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,511,171,300	9,398,157,871	6,084,521	106,928,908	98.81	98.52	0.29
			滞納繰越分	466,695,446	109,053,184	43,074,586	314,567,676	23.37	26.26	△2.89
小 計			9,977,866,746	9,507,211,055	49,159,107	421,496,584	95.28	94.65	0.63	
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金		74,402,900	74,402,900	0	0	100.00	100.00	0.00		
計		10,052,269,646	9,581,613,955	49,159,107	421,496,584	95.32	94.69	0.63		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	現年課税分	5,270,600	5,270,600	0	0	100.00	—	—	
		滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	
		小 計	5,270,600	5,270,600	0	0	100.00	—	—	
	種 別 割	現年課税分	523,766,000	516,995,597	2,000	6,768,403	98.71	98.40	0.31	
		滞納繰越分	21,211,248	5,976,456	1,857,019	13,377,773	28.18	32.95	△4.77	
		小 計	544,977,248	522,972,053	1,859,019	20,146,176	95.96	95.62	0.34	
計		550,247,848	528,242,653	1,859,019	20,146,176	96.00	95.62	0.38		
市 た ば こ 税	現年課税分	981,167,285	981,138,825	0	28,460	100.00	100.00	0.00		
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-		
	計	981,167,285	981,138,825	0	0	100.00	100.00	0.00		
鈷 産 税		0	0	0	0	-	-	-		
入 湯 税	現年課税分	39,017,450	39,004,500	0	12,950	99.97	99.70	0.27		
	滞納繰越分	2,406,087	667,745	333,037	1,405,305	27.75	41.64	△13.89		
	計	41,423,537	39,672,245	333,037	1,418,255	95.77	94.78	0.99		
都 市 計 画 税	現年課税分	1,108,300,800	1,095,131,049	709,006	12,460,745	98.81	98.52	0.29		
	滞納繰越分	56,460,146	13,193,086	5,211,097	38,055,963	23.37	26.27	△2.90		
	計	1,164,760,946	1,108,324,135	5,920,103	50,516,708	95.15	94.49	0.66		
市税現年課税分		21,881,879,235	21,674,471,196	6,806,832	200,601,207	99.05	98.90	0.15		
市税滞納繰越分		824,457,694	209,474,964	72,841,191	542,141,539	25.41	29.10	△3.69		
市 税 合 計		22,706,336,929	21,883,946,160	79,648,023	742,742,746	96.38	95.94	0.44		
国 保 税	現年課税分	2,875,767,100	2,714,890,780	0	160,876,320	94.41	93.92	0.49		
	滞納繰越分	674,942,527	154,131,233	76,355,709	444,455,585	22.84	27.44	△4.60		
	合 計	3,550,709,627	2,869,022,013	76,355,709	605,331,905	80.80	79.84	0.96		

Ⅲ 市県民税

1 納税義務者数の推移

(1) 個人市民税〈当初〉

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	納税義務者数	76,057	77,130	77,477	78,542	78,586
	均等割のみ	6,557	6,392	6,353	6,624	6,664
	均等割・所得割合算	69,500	70,738	71,124	71,918	71,922
給与特別徴収	納税義務者数	44,533	46,193	52,234	52,926	53,447
	均等割のみ	1,798	1,796	2,338	2,378	2,408
	均等割・所得割合算	42,735	44,397	49,896	50,548	51,039
年金特別徴収	納税義務者数	13,238	13,741	13,588	13,790	13,919
	均等割のみ	4,054	4,187	3,853	4,041	4,097
	均等割・所得割合算	9,184	9,554	9,735	9,749	9,822
普通徴収	納税義務者数	18,286	17,196	11,655	11,826	11,220
	均等割のみ	705	409	162	205	159
	均等割・所得割合算	17,581	16,787	11,493	11,621	11,061
特別徴収義務者	給 与	4,381	4,585	5,948	6,029	6,110
	年 金	7	7	7	7	7

〈最終〉

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合 計	納税義務者数	78,621	79,496	79,968	80,936
	均等割のみ	8,146	8,002	7,966	8,252
	均等割・所得割合算	70,475	71,494	72,002	72,684
特別徴収	一 般 分	49,963	51,682	56,708	57,453
	退 職 分	365	150	175	134
	計	50,328	51,832	56,883	57,587
普通徴収		28,293	27,664	23,085	23,349

(2) 個人県民税〈当初〉

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	納税義務者数	76,057	77,130	77,477	78,542	78,586
	均等割のみ	6,594	6,426	6,388	6,656	6,681
	均等割・所得割合算	69,463	70,704	71,089	71,886	71,905
給与特別徴収	納税義務者数	44,533	46,193	52,234	52,926	53,447
	均等割のみ	1,809	1,803	2,350	2,387	2,412
	均等割・所得割合算	42,724	44,390	49,884	50,539	51,035
年金特別徴収	納税義務者数	13,238	13,741	13,588	13,790	13,919
	均等割のみ	4,060	4,200	3,866	4,045	4,102
	均等割・所得割合算	9,178	9,541	9,722	9,745	9,817
普通徴収	納税義務者数	18,286	17,196	11,655	11,826	11,220
	均等割のみ	725	423	172	224	167
	均等割・所得割合算	17,561	16,773	11,483	11,602	11,053
特別徴収義務者	給 与	4,381	4,585	5,948	6,029	6,110
	年 金	7	7	7	7	7

〈最終〉

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合 計	納税義務者数	78,621	79,496	79,968	80,936
	均等割のみ	8,184	8,037	8,001	8,284
	均等割・所得割合算	70,437	71,459	71,967	72,652
特別徴収	一 般 分	49,963	51,682	56,708	57,453
	退 職 分	365	150	175	134
	計	50,328	51,832	56,883	57,587
普通徴収		28,293	27,664	23,085	23,349

(備考) (1)、(2)とも課税状況調等による。
一般分、退職分は、給与、退職金から天引きされたもの。

2 課税額・調定額の推移

(1) 個人市民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与特別徴収	均等割	155,859	161,665	182,714	185,084	186,883
	所得割	5,086,484	5,269,145	5,791,799	5,935,335	5,896,082
	計	5,242,343	5,430,810	5,974,513	6,120,419	6,082,965
年金特別徴収	均等割	37,237	39,367	37,706	37,529	37,752
	所得割	270,709	284,400	288,073	285,178	283,460
	計	307,946	323,767	325,779	322,707	321,212
普通徴収	均等割	73,107	68,926	50,753	52,287	50,417
	所得割	1,648,598	1,591,322	1,217,081	1,305,236	1,172,401
	計	1,721,705	1,660,248	1,267,834	1,357,523	1,222,818
合 計	課税標準額	120,104,410	123,203,138	125,769,528	129,152,032	128,094,555
	均等割	266,203	269,958	271,173	274,900	275,052
	所得割	7,005,791	7,144,867	7,296,953	7,525,749	7,351,943
	計	7,271,994	7,414,825	7,568,126	7,800,649	7,626,995

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別徴収	一般分	5,473,085	5,657,594	6,124,944	6,334,967
	退職分	53,795	54,783	78,281	56,191
	計	5,526,880	5,712,377	6,203,225	6,391,158
普通徴収		1,831,357	1,792,258	1,407,938	1,499,911
合 計		7,358,237	7,504,635	7,611,163	7,891,069

(2) 個人県民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与特別徴収	均等割	89,060	92,380	104,408	105,762	106,790
	所得割	3,389,982	3,511,600	3,859,987	3,955,696	3,929,658
	計	3,479,042	3,603,980	3,964,395	4,061,458	4,036,448
年金特別徴収	均等割	23,888	24,564	23,006	23,170	23,164
	所得割	193,539	200,222	199,908	199,075	196,866
	計	217,427	224,786	222,914	222,245	220,030
普通徴収	均等割	39,166	37,316	27,540	28,150	27,218
	所得割	1,085,147	1,049,450	802,874	860,565	773,045
	計	1,124,313	1,086,766	830,414	888,715	800,263
合 計	課税標準額	120,101,743	123,202,738	125,769,159	129,148,468	128,090,401
	均等割	152,114	154,260	154,954	157,082	157,172
	所得割	4,668,668	4,761,272	4,862,769	5,015,336	4,899,569
	計	4,820,782	4,915,532	5,017,723	5,172,418	5,056,741

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別徴収	一般分	3,629,243	3,751,703	4,061,778	4,201,256
	退職分	35,858	36,415	52,110	37,457
	計	3,665,101	3,788,118	4,113,888	4,238,713
普通徴収		1,212,095	1,186,302	931,842	993,017
合 計		4,877,196	4,974,420	5,045,730	5,231,730

(備考) (1)、(2)とも課税状況調等による。

一般分、退職分は給与、退職金から天引きされたもの。

(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合

(単位：人、%、千円)

区 分	納税義務者		所得金額(A)		算出所得割額(B)		B/A (%)	一人当たりの 所得額	
		前年比		前年比		前年比			
給与所得	平成28年度	54,979	101.2	164,258,792	102.0	5,921,682	101.4	3.61	2,988
	平成29年度	56,174	102.2	168,646,711	102.7	6,063,571	102.4	3.60	3,002
	平成30年度	56,929	101.3	172,488,733	102.3	6,189,973	102.1	3.59	3,030
	令和元年度	57,927	101.8	178,205,334	103.3	6,391,634	103.3	3.59	3,076
	令和2年度	57,973	100.1	177,849,026	99.8	6,323,344	98.9	3.56	3,068
営業所得	平成28年度	2,655	100.7	8,731,048	100.0	332,850	99.7	3.81	3,289
	平成29年度	2,648	99.7	8,855,321	101.4	335,801	100.9	3.79	3,344
	平成30年度	2,643	99.8	8,950,707	101.1	339,728	101.2	3.80	3,387
	令和元年度	2,605	98.4	8,892,363	100.4	333,191	99.2	3.75	3,414
	令和2年度	2,624	100.7	8,964,321	100.8	334,080	100.3	3.73	3,416
農業所得	平成28年度	220	105.8	1,074,088	125.7	46,075	133.8	4.29	4,882
	平成29年度	225	102.3	968,123	90.1	39,439	85.6	4.07	4,303
	平成30年度	171	76.0	561,112	58.0	20,383	51.7	3.63	3,281
	令和元年度	196	114.6	657,661	117.2	24,154	118.5	3.67	3,355
	令和2年度	168	85.7	516,029	78.5	17,938	74.3	3.48	3,072
その他の所得	平成28年度	11,008	101.9	18,647,600	101.3	521,171	100.6	2.79	1,694
	平成29年度	11,152	101.3	19,009,974	101.9	540,667	103.7	2.84	1,705
	平成30年度	10,715	96.1	18,319,322	96.4	519,495	96.1	2.84	1,710
	令和元年度	10,519	98.2	17,940,460	97.9	507,442	97.7	2.83	1,706
	令和2年度	10,531	100.1	18,093,057	100.9	507,337	100.0	2.80	1,718
分離譲渡所得	平成28年度	638	121.5	5,736,632	115.7	197,476	112.0	3.44	8,992
	平成29年度	539	84.5	5,020,054	87.5	174,886	88.6	3.48	9,314
	平成30年度	666	123.6	6,880,662	137.1	243,007	139.0	3.53	10,331
	令和元年度	671	100.8	10,593,003	154.0	279,954	115.2	2.64	15,787
	令和2年度	626	93.3	5,404,856	51.0	181,883	65.0	3.37	8,634
合計	平成28年度	69,500	101.4	198,448,160	102.3	7,019,254	101.6	3.54	2,855
	平成29年度	70,738	101.8	202,500,183	102.0	7,154,364	101.9	3.53	2,863
	平成30年度	71,124	100.5	207,200,536	102.3	7,312,586	102.2	3.53	2,913
	令和元年度	71,918	101.1	216,288,821	104.4	7,536,375	103.1	3.48	3,007
	令和2年度	71,922	100.0	210,827,289	97.5	7,364,582	97.7	3.49	2,931

(備考) 各年度とも課税状況調による。

3 令和2年度課税標準額段階別所得の状況

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数		総所得 金額等 千円	分離長期 譲渡所得 千円	分離短期 譲渡所得 千円	株式等に係る 譲渡所得 千円	上場株式に 係る配当所得 千円	先物取引に 係る雑所得 千円	所得額合計 千円
	人	割合%							
10万円以下	3,198	4.4	2,181,854	1,002,011	3,715	137,743	521	11,603	3,337,447
10万円を超え 100万円以下	25,947	36.1	35,448,401	461,180	6,598	38,600	4,652	2,631	35,962,062
100万円を超え 200万円以下	21,593	30	54,287,031	338,043	0	61,792	4,882	13,489	54,705,237
200万円を超え 300万円以下	11,052	15.4	42,024,727	132,479	9	164,288	1,664	8,434	42,331,601
300万円を超え 400万円以下	5,320	7.4	27,259,198	63,365	1,567	108,144	1,676	0	27,433,950
400万円を超え 550万円以下	2,750	3.8	17,648,059	106,788	0	59,332	10,025	746	17,824,950
550万円を超え 700万円以下	768	1.1	6,203,770	11,267	489	10,869	27	0	6,226,422
700万円を超え 1,000万円以下	591	0.8	6,102,369	57,256	0	1,227	207	7,980	6,169,039
1,000万円を 超える金額	703	1	16,586,974	78,072	45,933	102,952	22,539	111	16,836,581
合 計	71,922	100.0	207,742,383	2,250,461	58,311	684,947	46,193	44,994	210,827,289

(備考) 令和元年度課税状況調による。

4 所得控除の状況

控除区分	所得控除を行った納税義務者数						所得控除額						
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比	
雑損	7	7	15	14	31	221.4	1,450	4,897	5,472	3,970	12,959	326.4	
医療費	6,705	6,842	7,147	7,066	7,130	100.9	1,209,836	1,218,424	1,280,205	1,272,678	1,291,057	101.4	
社会保険料	67,087	68,443	68,992	69,834	69,987	100.2	35,221,892	36,296,499	37,259,377	38,205,482	38,594,714	101.0	
小規模企業共済	1,387	1,473	2,172	3,034	3,513	115.8	518,509	549,062	662,652	833,371	935,407	112.2	
生命保険料	53,824	54,740	55,188	55,575	55,763	100.3	2,601,918	2,689,764	2,749,303	2,777,286	2,803,164	100.9	
地震保険料	12,480	12,639	12,833	13,310	13,914	104.5	122,364	122,736	123,862	122,720	122,389	99.7	
障害者	普通	1,652	1,655	1,653	1,644	1,653	100.5	442,260	442,000	442,780	442,000	444,080	100.5
	特別	1,281	1,217	1,186	1,222	1,192	97.5	391,200	372,900	364,800	375,900	366,600	97.5
	同居特障加算	683	639	623	619	600	96.9	158,930	148,120	145,130	144,210	139,150	96.5
寡婦	一般	515	519	534	588	595	101.2	133,900	134,940	138,840	152,880	154,700	101.2
	特別	741	762	802	820	820	100.0	222,300	228,600	240,600	246,000	246,000	100.0
寡夫	162	147	153	154	159	103.2	42,120	38,220	39,780	40,040	41,340	103.2	
勤労学生	8	4	7	2	4	200.0	2,080	1,040	1,820	520	1,040	200.0	
配偶者	一般	11,751	11,545	11,028	10,049	9,627	95.8	3,877,830	3,809,850	3,639,240	3,302,750	3,164,260	95.8
	老配	3,109	3,106	3,065	2,990	3,094	103.5	1,181,420	1,180,280	1,164,700	1,134,970	1,174,490	103.5
配偶者特別	2,184	2,163	2,106	3,952	4,138	104.7	497,470	497,620	479,310	1,147,870	1,198,780	104.4	
扶養	一般	5,890	5,785	5,679	5,733	5,544	96.7	2,161,830	2,112,990	2,075,700	2,080,320	2,014,320	96.8
	特定	3,063	3,013	2,979	2,968	2,998	101.0	1,546,200	1,523,700	1,499,400	1,481,850	1,504,800	101.5
	老人	1,092	1,113	1,118	1,073	1,056	98.4	475,380	473,480	478,040	461,320	449,540	97.4
	同居老親	3,164	3,009	2,945	2,815	2,724	96.8	1,557,000	1,473,300	1,438,200	1,374,750	1,329,750	96.7
基礎	69,500	70,738	71,124	71,918	71,905	100.0	22,935,000	23,343,540	23,470,920	23,732,940	23,734,260	100.0	

(備考) ・障害者人員は納税義務者の内、障害者控除の対象となった数
・各年度とも課税状況調による。

5 令和2年度所得区分による課税状況

(単位：人、千円)

区 分		給 与 所 得	営 業 所 得	農 業 所 得	そ の 他	合 計
均等割のみを納める者	納税義務者数	2,864	502	40	3,258	6,664
	税 額	10,024	1,757	140	11,403	23,324
均等割と所得割を納める者	納税義務者数	58,163	2,642	169	10,948	71,922
	税 額	6,590,656	347,512	18,598	646,905	7,603,671
合 計	納税義務者数	61,027	3,144	209	14,206	78,586
	税 額	6,600,680	349,269	18,738	658,308	7,626,995
納税者1人当たり税額(円)		108,160	111,091	89,656	46,340	97,053

(備考) 令和元年度課税状況調による。

6 令和2年度税額控除の状況

(単位：千円)

区 分		算 出 税 額	税 額 控 除	税 額 調 整 額	調 整 控 除 額	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	所得割額
市民税	200万円以下の額	2,807,945	199,496	1,050	115,820	3,060	2,604,339
	200万円を超え700万円以下	3,763,260	153,530	0	31,384	4,755	3,604,975
	700万円を超え1,000万円以下	295,683	10,878	0	886	281	284,524
	1,000万円を超える金額	906,747	45,149	0	1,054	3,493	858,105
	合 計	7,773,635	409,053	1,050	149,144	11,589	7,351,943
	前年度合計	7,980,590	444,215	1,002	148,529	9,624	7,525,749
県民税	700万円以下の額	4,379,697	235,688	700	98,130	5,116	4,138,193
	700万円を超え1,000万円以下	197,112	7,331	0	591	187	189,594
	1,000万円を超える金額	604,489	30,379	0	703	2,329	571,781
	合 計	5,181,298	273,398	700	99,424	7,632	4,899,568
	前年度合計	5,319,295	296,957	668	99,014	6,333	5,015,337

(備考) 令和元年度課税状況調による。

7 法人市民税

(1) 納税義務者数の推移

(単位：社、%)

法人区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		納税義務者数	構成比								
9号	50億円超 50人超	22	0.49	23	0.52	26	0.58	27	0.59	28	0.61
8号	10億円超 50億円以下 50人超	13	0.29	13	0.29	13	0.29	14	0.31	14	0.31
7号	10億円超 50人以下	234	5.22	227	5.08	237	5.26	240	5.28	243	5.33
6号	1億円超 10億円以下 50人超	31	0.69	34	0.76	31	0.69	34	0.75	32	0.70
5号	1億円超 10億円以下 50人以下	167	3.72	168	3.76	170	3.78	173	3.80	172	3.77
4号	1千万円超 1億円以下 50人超	51	1.14	57	1.28	61	1.35	63	1.39	67	1.47
3号	1千万円超 1億円以下 50人以下	753	16.79	747	16.72	743	16.50	749	16.47	732	16.06
2号	1千万円以下 50人超	27	0.60	30	0.67	30	0.67	33	0.73	28	0.61
1号	上記以外	3,187	71.06	3,168	70.92	3,191	70.88	3,215	70.69	3,241	71.12
合計		4,485	100.00	4,467	100.00	4,502	100.00	4,548	100.00	4,557	100.00
前年比		98.61		99.60		100.78		100.78		100.20	

(備考) 課税状況調による。

(2) 調定件数、調定額、電子申請件数

(単位：件、千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調定件数		5,992	6,096	6,185	6,159	6,155
調定額	均等割	517,396	511,251	519,016	522,423	543,760
	法人税割	1,404,455	1,128,763	1,358,672	1,437,581	1,203,954
	合計	1,921,851	1,640,014	1,877,688	1,960,004	1,747,714
	前年比(%)	98.1	85.3	114.5	104.4	89.2
電子申告 利用率	件数	3,315	3,556	3,950	4,003	4,248
	調定件数比(%)	55.3	58.3	63.9	65.0	69.0
	前年比(%)	106.3	107.3	111.1	101.3	106.1

(3) 業種別調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	調定額	構成比	前年比												
農業、林業、 漁業	6,818	0.35	114.84	6,379	0.39	93.56	7,705	0.41	120.79	6,307	0.32	81.86	6,071	0.35	96.26
鉱業	853	0.04	73.53	916	0.06	107.39	1,708	0.09	186.46	451	0.02	26.41	1,044	0.06	231.49
建設業	114,071	5.94	92.76	137,991	8.41	120.97	138,498	7.38	100.37	123,042	6.28	88.84	135,865	7.77	110.42
製造業	814,093	42.36	98.88	530,376	32.34	65.15	788,970	42.02	148.76	798,192	40.72	101.17	650,737	37.23	81.53
電気・ガス ・供給業	29,897	1.56	374.93	49,968	3.05	167.13	19,546	1.04	39.12	52,719	2.69	269.72	27,301	1.56	51.79
運輸・通信業	54,305	2.83	101.63	60,856	3.71	112.06	52,000	2.77	85.45	47,216	2.41	90.80	47,795	2.73	101.23
卸・小売業 ・飲食店	445,636	23.19	89.56	437,152	26.66	98.10	459,795	24.49	105.18	456,240	23.28	99.23	463,306	26.51	101.55
金融・保険業	200,606	10.44	108.46	164,523	10.03	82.01	149,129	7.94	90.64	187,003	9.54	125.40	139,966	8.01	74.85
不動産業	45,345	2.36	100.49	39,463	2.41	87.03	48,327	2.57	122.46	61,324	3.13	126.89	56,759	3.25	92.56
サービス業	199,061	10.36	97.47	203,455	12.41	102.21	202,153	10.77	99.36	217,080	11.08	107.38	210,653	12.05	97.04
その他	11,165	0.58	96.68	8,935	0.54	80.03	9,857	0.52	110.32	10,430	0.53	105.81	8,218	0.47	78.79
合 計	1,921,850	100.00	98.14	1,640,014	100.00	85.34	1,877,688	100.00	114.49	1,960,004	100.00	104.38	1,747,715	100.00	89.17

(備考) 調定額に滞納繰越分は含まない。「構成比」は、単位未満四捨五入のため合計が100.00%にならない場合がある。

IV 固定資産税

1 課税状況の推移

(1) 固定資産税調定額等の推移

(単位：人、千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
納 税 義 務 者 数	土 地	53,429	53,622	53,718	53,970	54,132
	家 屋	53,467	53,749	53,994	54,275	54,540
	償却資産	2,202	2,303	2,500	2,562	2,622
課 税 標 準 額	土 地	210,266,658	208,285,003	204,018,662	204,085,010	204,308,917
	家 屋	328,188,965	335,128,798	325,318,176	332,847,158	341,517,656
	償却資産	141,638,144	142,255,873	146,332,477	152,756,909	154,550,454
	計	680,093,767	685,669,674	675,669,315	689,689,077	700,377,027
調 定 額	土 地	2,940,089	2,912,326	2,851,850	2,853,316	2,855,941
	家 屋	4,473,147	4,571,243	4,435,312	4,529,854	4,644,027
	償却資産	1,968,176	1,979,875	2,039,057	2,128,001	2,150,487
	計	9,381,412	9,463,444	9,326,219	9,511,171	9,650,455

(備考) 令和2年度は当初調定額、令和元年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。
課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)
調定額には、還付未済額を含む。

(2) 国有資産等所在市町村交付金

(単位：件、千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国	件 数	9	7	7	7	7
	交納付金	23,039	22,992	22,969	23,534	23,346
県	件 数	4	4	4	4	4
	交納付金	46,851	47,943	53,086	50,869	49,636
合計	件 数	13	11	11	11	11
	交納付金	69,890	70,935	76,054	74,403	72,982

(備考) 令和2年度は当初調定額、令和元年度以前は最終調定額。

2 土地の概要

(1) 令和2年度 土地の総括

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡)	評価総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)
田	一般田	135,036	31,731,022	1,370,415	30,360,607	3,951,548	161,038
	介在田・ 市街化区域田	0	67,937	75	67,862	546,881	355
畑	一般畑	278,725	35,883,369	2,845,139	33,038,230	1,614,759	124,174
	介在畑・ 市街化区域畑	0	119,925	1,190	118,735	776,898	1,175
宅地	小規模住宅用地		12,180,247	193,739	11,986,508	202,762,895	1,427,882
	一般住宅用地		9,644,351	166,362	9,477,989	122,486,104	306,564
	商業地等 (非住宅用地)		11,279,733	53,065	11,226,668	140,764,953	57,355
	計	1,834,030	33,104,331	413,166	32,691,165	466,013,952	1,791,801
塩 田		0					
鉱 泉 地		29	71	0	71	16,448	0
池 沼		214,447	29,176	1,399	27,777	50,068	21
山 林	一般山林	200,433,581	80,223,389	6,310,490	73,912,899	1,839,003	148,989
	介在山林	0	0	0	0	0	0
牧 場		894,390	12,786,713	20,469	12,766,244	258,787	631
原 野		31,105,147	10,803,709	876,053	9,927,656	254,874	22,288
雑種地	ゴルフ場の用地	429,262	1,003,530	0	1,003,530	786,778	0
	遊園地等の用地	157,636	867,747	420	867,327	396,873	149
	鉄 軌 道 用 地 単 体 利 用	16	364,422	17	364,405	2,001,030	82
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	0	16,587	0	16,587	285,708	0
	その他の雑種地	1,415,667	5,968,752	653,205	5,315,547	30,678,002	264,049
	計	2,002,581	8,221,038	653,642	7,567,396	34,148,391	264,280
そ の 他		102,171,354					
合 計		339,069,320	212,970,680	12,492,038	200,478,642	509,471,609	2,514,752

(備考) 令和2年度概要調書による。

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点以上 のもの（千円）	左に係る 課税標準額 （千円）	非課税地 筆数 （筆）	評価総筆数 （筆）	法定免税点 未満のもの （筆）	法定免税点 以上のもの （筆）	平均価格 （円/㎡）	最高価格 （円/㎡）
3,790,510	3,948,777	701	34,388	2,173	32,215	125	173
546,526	380,422	0	172	1	171	8,050	20,976
1,490,585	1,614,620	1,522	68,130	6,489	61,641	45	146
775,723	541,327	3	372	5	367	6,478	23,581
201,335,013	33,783,918		92,143	2,621	89,522	16,647	97,178
122,179,540	40,811,848		74,353	1,349	73,004	12,700	67,270
140,707,598	98,063,926		26,821	332	26,489	12,479	99,400
464,222,151	172,659,692	4,525	193,317	4,302	189,015	14,077	99,400
		0					
16,448	16,448	8	21	0	21	231,662	3,619,879
50,047	38,234	79	72	16	56	1,716	18,671
1,690,014	1,839,003	3,560	46,920	6,222	40,698	23	49
0	0	0	0	0	0	0	0
258,156	258,787	16	48	9	39	20	74
232,586	254,874	2,408	12,316	2,004	10,312	24	130
786,778	550,745	68	123	0	123	784	8,750
396,724	277,541	37	517	5	512	457	4,838
2,000,948	1,384,208	6	2,245	2	2,243	5,491	7,572
285,708	199,996	0	134	0	134	17,225	53,388
30,413,953	21,401,266	2,743	16,829	2,323	14,506	5,140	50,500
33,884,111	23,813,756	2,854	19,848	2,330	17,518	4,154	53,388
		174,669					
506,956,857	205,365,940	190,345	375,604	23,551	352,053	2,392	

(2) 決定価格等の推移

地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり 価格(円)
田	平成28年度	35,079	32,221,957	4,015,928	125
	平成29年度	34,927	32,115,174	4,001,611	125
	平成30年度	34,753	32,016,483	3,988,472	125
	令和元年度	34,627	31,888,936	3,971,484	125
	令和2年度	34,388	31,731,022	3,951,548	125
畑	平成28年度	69,349	36,423,030	1,641,281	45
	平成29年度	69,136	36,311,765	1,635,357	45
	平成30年度	68,738	36,161,006	1,627,794	45
	令和元年度	68,424	36,023,914	1,621,323	45
	令和2年度	68,130	35,883,369	1,614,759	45
宅地	平成28年度	188,259	32,401,842	479,834,950	14,809
	平成29年度	189,270	32,544,313	475,865,932	14,622
	平成30年度	190,422	32,775,442	466,637,237	14,237
	令和元年度	191,896	32,919,346	465,660,962	14,146
	令和2年度	193,317	33,104,331	466,013,952	14,077
山林	平成28年度	46,889	81,883,645	1,878,873	23
	平成29年度	46,870	81,803,140	1,876,912	23
	平成30年度	46,822	80,153,216	1,836,683	23
	令和元年度	46,859	80,164,727	1,836,878	23
	令和2年度	46,920	80,223,389	1,839,003	23
その他	平成28年度	32,650	32,507,078	36,954,152	1,137
	平成29年度	32,644	32,523,651	36,483,186	1,122
	平成30年度	32,662	31,986,745	35,890,821	1,122
	令和元年度	32,807	32,031,420	36,059,440	1,126
	令和2年度	32,849	32,028,569	36,052,347	1,126
合計	平成28年度	372,226	215,437,552	524,325,184	2,434
	平成29年度	372,847	215,298,043	519,862,998	2,415
	平成30年度	373,397	213,092,892	509,981,007	2,393
	令和元年度	374,613	213,028,343	509,150,087	2,390
	令和2年度	375,604	212,970,680	509,471,609	2,392

(備考) 各年度とも概要調書による。

3 家屋の概要

(1) 令和2年度 家屋の総括

区 分		棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)	提示平均価額 (円)
木 造	総 数	84,264	7,803,579	141,634,597	18,150	
	法定免税点未満のもの	4,422	232,727	230,234	989	—
	法定免税点以上のもの	79,842	7,570,852	141,404,363	18,677	—
非木造	総 数	29,796	5,530,515	200,433,900	36,241	
	法定免税点未満のもの	913	23,322	76,186	3,267	—
	法定免税点以上のもの	28,883	5,507,193	200,357,714	36,381	—
合 計	総 数	114,060	13,334,094	342,068,497	25,654	—
	法定免税点未満のもの	5,335	256,049	306,420	1,197	—
	法定免税点以上のもの	108,725	13,078,045	341,762,077	26,133	—
非 課 税 家 屋		853	331,471	(参考) 法定免税点の額 200,000円		

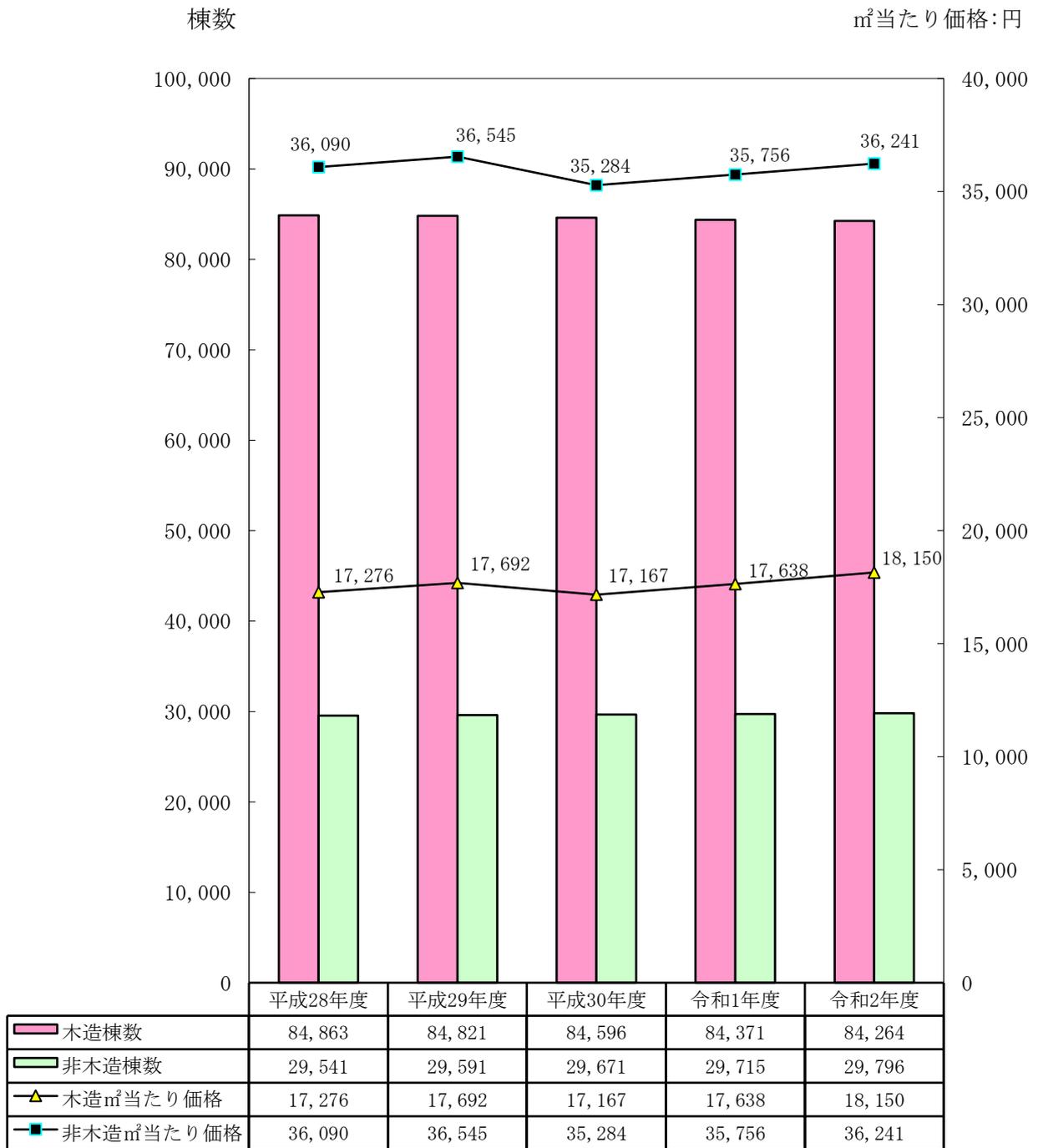
(備考) 令和2年度概要調書による。

(2) 決定価格等の推移

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
木 造	棟 数 <small>棟</small>	84,863	84,821	84,596	84,371	84,264
	床面積 <small>㎡</small>	7,707,564	7,734,910	7,757,747	7,772,629	7,803,579
	決定価格 <small>千円</small>	133,153,121	136,843,845	133,179,595	137,095,098	141,634,597
	㎡当たり価格 <small>円</small>	17,276	17,692	17,167	17,638	18,150
非木造	棟 数 <small>棟</small>	29,541	29,591	29,671	29,715	29,796
	床面積 <small>㎡</small>	5,437,687	5,455,776	5,478,459	5,505,139	5,530,515
	決定価格 <small>千円</small>	196,244,723	199,383,305	193,303,109	196,842,539	200,433,900
	㎡当たり価格 <small>円</small>	36,090	36,545	35,284	35,756	36,241
合 計	棟 数 <small>棟</small>	114,404	114,412	114,267	114,086	114,060
	床面積 <small>㎡</small>	13,145,251	13,190,686	13,236,206	13,277,768	13,334,094
	決定価格 <small>千円</small>	329,397,844	336,227,150	326,482,704	333,937,637	342,068,497
	㎡当たり価格 <small>円</small>	25,058	25,490	24,666	25,150	25,654

(備考) 令和2年度概要調書による。

(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移

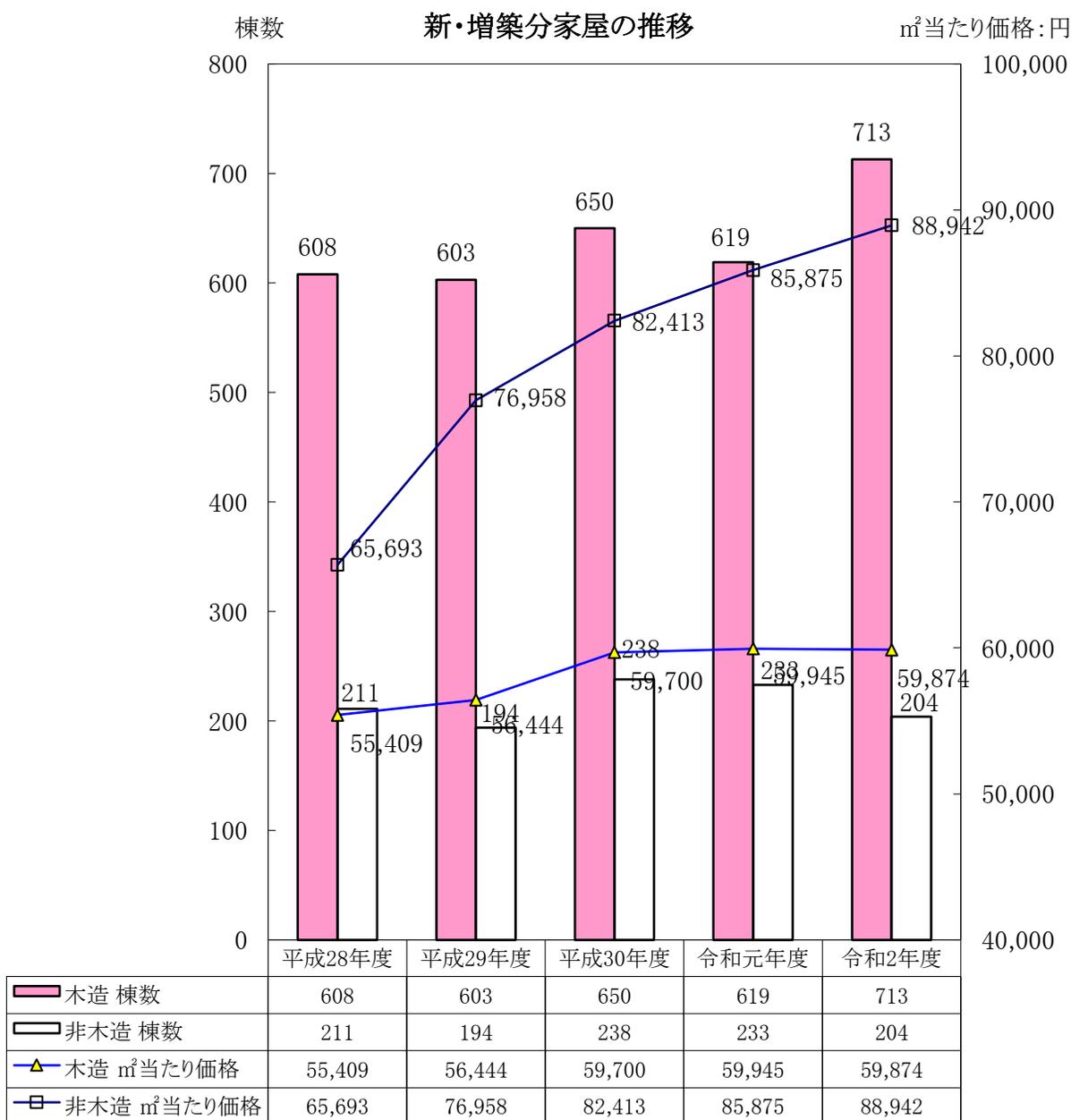


(4) 新・増築分家屋の推移

(単位：棟、円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
木 造	新 築	574	571	619	594	687
	増 築	34	32	31	25	26
	合 計	608	603	650	619	713
	m ² 当たり価格	55,409	56,444	59,700	59,945	59,874
非木造	新 築	204	187	223	220	199
	増 築	7	7	15	13	5
	合 計	211	194	238	233	204
	m ² 当たり価格	65,693	76,958	82,413	85,875	88,942

(備考) 各年度とも概要調書による。



4 償却資産の概要

(1) 令和2年度 償却資産の総括

納税義務者総数	個人	834	参考 法定免税点の額 1,500,000円
	法人	1,800	
	計	2,634	

(単位：千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例規定の適用を受けるもの	左記以外のもの	
上田市長が価格等を決定したもの	構 築 物	23,269,043	22,911,670	257,886	22,653,784
	機 械 及 び 装 置	70,679,857	66,878,256	1,956,729	64,921,527
	船 舶	178	178	—	178
	航 空 機	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	512,076	476,122	17,977	458,145
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,967,712	16,783,442	36,331	16,747,111
	調 整 額	—	—	—	—
小 計	111,428,866	107,049,668	2,268,923	104,780,745	
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	75,921,882	45,746,402	—	—
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,253,443	1,864,183	—	—
	小 計	78,175,325	47,610,585	—	—
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	
合 計	189,604,191	154,660,253	—	—	
同上内訳	上田市分の額	—	154,660,253	—	—
	長野県分の額	—	—	—	—

(備考) 令和2年度概要調書による。

(2) 課税標準額等の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,180,133	13.59	19,889,224	14.03	22,135,705	15.12	22,482,125	14.95	22,911,670	14.81
	機 械 及 び 装 置	50,404,249	35.71	52,615,327	37.12	55,661,746	38.03	61,781,582	41.09	66,878,256	43.24
	船 舶	0	0.00	193	0.00	178	0.00	178	0.00	178	0.00
	航 空 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	501,152	0.36	497,446	0.35	468,532	0.32	494,422	0.33	476,122	0.31
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,066,929	11.38	16,487,006	11.63	16,978,280	11.60	16,538,179	11.00	16,783,442	10.85
	調 整 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	86,152,463	61.04	89,489,196	63.13	95,244,441	65.07	101,296,486	67.37	107,049,668	69.22
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	52,225,655	37.00	49,800,261	35.13	48,973,837	33.46	47,038,295	31.28	45,746,402	29.58
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,755,030	1.95	2,466,585	1.74	2,161,325	1.48	2,023,100	1.35	1,864,183	1.21
	小 計	54,980,685	38.96	52,266,846	36.87	51,135,162	34.93	49,061,395	32.63	47,610,585	30.78
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	141,133,148	100.00	141,756,042	100.00	146,379,603	100.00	150,357,881	100.00	154,660,253	100.00	
納税義務者数	個 人	450	20.96	540	24.13	665	30.46	769	30.46	834	31.66
	法 人	1,697	79.04	1,698	75.87	1,741	69.54	1,756	69.54	1,800	68.34
	合 計	2,147	100.00	2,238	100.00	2,406	100.00	2,525	100.00	2,634	100.00

(備考) 各年度とも概要調書による。 納税義務者とは、法定免税点以上のもの。

V 諸税・その他

1 軽自動車税

(1) 調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
環境性能割	調定額	—	—	—	—	5,270	15,000
	前年比	—	—	—	—	—	284.6
種別割	調定額	391,741	469,399	486,990	507,423	523,766	539,050
	前年比	102.6	119.8	103.8	104.2	103.2	102.9

(備考) ・環境性能割は、令和元年10月分から令和2年1月分まで。令和2年度は当初予算額を記載。
・種別割の令和2年度は、課税状況調の数値、令和元年度以前は確定値。

(2) 環境性能割の課税台数の推移

(単位：台)

区 分	令和元年度	備 考
環境性能割	289	令和元年度は、令和元年10月分から令和2年1月分まで。

(3) 種別割の車種別課税台数の推移

(単位：台)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
原動機付自転車	50cc以下	6,752	6,326	5,919	5,600	5,243	4,902	
	90cc以下	537	489	481	476	451	438	
	125cc以下	755	800	844	854	896	909	
	ミニカー	101	101	101	99	100	101	
軽自動車	二輪車(250cc以下)	2,241	2,238	2,214	2,218	2,228	2,301	
	三輪車	10	8	8	8	8	7	
	四輪	乗用 営業用	2	3	3	3	6	7
		乗用 自家用	39,783	40,703	41,195	41,994	42,526	42,828
	貨物	営業用	274	262	267	278	263	268
		自家用	18,578	18,376	18,195	18,052	17,929	17,717
雪上車	1	1	1	1	1	1		
小型特殊自動車	農耕作業用	2,435	2,448	2,472	2,475	2,487	2,498	
	その他(電気動力含む)	333	342	359	383	391	400	
二輪の小型自動車(250cc超)		2,607	2,604	2,605	2,611	2,657	2,660	
合 計 台 数		74,409	74,701	74,664	75,052	75,186	75,037	

(備考) 令和2年度は課税状況調の数値、令和元年度以前は確定値

(4) 種別割の非課税、課税免除台数の推移

(単位：台、円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
非課税	台数	375	367	358	350	350	357
減 免	台数	956	1,019	1,014	1,034	1,074	1,108
	減免額	6,112,500	7,510,500	7,888,900	8,301,500	8,984,500	9,597,400
障がい	台数	849	902	923	929	953	978
	減免額	5,576,000	6,833,800	7,318,300	7,605,300	8,143,700	8,708,700
公益	台数	107	117	91	105	121	130
	減免額	536,500	676,700	570,600	696,200	840,800	888,700
合 計		1,331	1,386	1,372	1,384	1,424	1,465

(備考) ・令和2年度は課税状況調の数値、令和元年度以前は決算確定値

・非課税台数：官公庁使用車

・公益減免の主な対象：社会福祉法人、特定非営利活動法人、官公庁が使用するリース車両

(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況

経年車重課	平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した、地球環境への負荷の大きな軽自動車(三輪・四輪)に重課が適用されています。
グリーン化特例(軽課)	平成28年度から、地球環境への負荷の小さな軽自動車(三輪・四輪)のうち、最初の新規検査を受けた車両で一定の基準を満たす車両については、取得した翌年度に限り軽課が適用されています。

(単位：台、円)

種別			平成30年度		令和元年度		令和2年度		
			台数	税額	台数	税額	台数	税額	
乗用	営業用	標準	6,900	1	6,900	2	13,800	2	13,800
		重課	8,200	1	8,200	2	16,400	2	16,400
		75%軽減	1,800	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	3,500	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	5,200	0	0	0	0	0	0
	家用	標準	10,800	6,219	67,165,200	8,988	97,070,400	11,865	128,142,000
		重課	12,900	7,970	102,813,000	8,363	107,882,700	8,890	114,681,000
		75%軽減	2,700	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	5,400	467	2,521,800	394	2,127,600	300	1,620,000
		25%軽減	8,100	1,204	9,752,400	1,306	10,578,600	1,156	9,363,600
四輪	営業用	標準	3,800	43	163,400	67	254,600	87	330,600
		重課	4,500	65	292,500	59	265,500	66	297,000
		75%軽減	1,000	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	1,900	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	2,900	11	31,900	6	17,400	5	14,500
	家用	標準	5,000	2,270	11,350,000	3,078	15,390,000	3,804	19,020,000
		重課	6,000	7,548	45,288,000	7,574	45,444,000	7,626	45,756,000
		75%軽減	1,300	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	2,500	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	3,800	53	201,400	64	243,200	52	197,600
合計	標準計		6,000	8,533	51,198,000	12,132	72,792,000	15,758	94,548,000
	重課計		6,000	15,584	93,504,000	16,011	96,066,000	16,584	99,504,000
	軽課	75%軽減	1,300	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	2,500	467	1,167,500	394	985,000	300	750,000
		25%軽減	3,800	1,268	4,818,400	1,376	5,228,800	1,213	4,609,400
軽課計			1,735	5,985,900	1,770	6,213,800	1,513	5,359,400	

(備考) ・令和2年度は課税状況調の数値、令和元年度以前は決算確定値

2 市たばこ税

消費本数と調定額

(単位：千本、千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
消 費 本 数	208,795	204,495	190,268	180,029	173,199	
内 訳	旧3級品本数	8,483	8,215	6,641	5,363	2,829
	その他本数	200,312	196,280	183,627	174,666	170,370
調 定 税 額	1,075,206	1,056,522	988,291	972,391	981,171	
前 年 比	97.9%	98.3%	93.5%	98.4%	99.3%	
納税義務者数	7	7	6	7	8	

3 鉱産税

納税義務者と調定額

(単位：トン、千円、人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産 出 量	0.0	0.0	22.0	44.0	—
調 定 額	0	0	1	1	—
納 税 義 務 者 数	1	1	1	1	—

※令和元年12月31日付で納税義務者が廃業。同年度中の実績なし。

4 入湯税

入湯客数と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
入湯客数	宿 泊	312,023	350,339	326,997	276,642	255,450
	日 帰 り	20,685	21,561	20,526	17,638	13,999
	計	332,708	371,900	347,523	294,280	269,449
調 定 額	47,838	53,629	50,076	42,200	39,017	
前 年 比	104.5%	112.1%	93.4%	84.3%	77.9%	
特別徴収義務者数	63	60	59	57	55	

※特別徴収義務者数は、4月1日現在。

5 都市計画税

納税義務者と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
納 税 義 務 者 数	土 地	45,925	46,122	46,325	46,506	46,770	46,978
	家 屋	47,068	47,320	47,594	47,822	48,087	48,381
課 税 標 準 額	土 地	267,129,367	263,449,493	260,929,022	255,336,360	255,431,629	255,791,478
	家 屋	290,351,722	295,691,800	302,086,867	293,770,850	300,894,745	309,280,025
	計	557,481,089	559,141,293	563,015,889	549,107,210	556,326,374	565,071,503
調 定 額	土 地	534,941	527,587	522,529	511,332	512,085	512,136
	家 屋	575,350	586,062	598,700	582,435	596,216	613,279
	計	1,110,291	1,113,649	1,121,229	1,093,767	1,108,301	1,125,415
	前年比	96.3%	100.3%	100.7%	97.6%	101.3%	101.5%

(備考) 令和2年度は当初調定額。令和元年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。

課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)

調定額には、還付未済額を含む。

6 特別土地保有税

昭和48年に土地投機の抑制と土地供給の促進を目的に創設。平成15年度から課税停止。

7 国民健康保険税

加入世帯と調定額

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調 定 額 (千円)	3,238,816	3,091,766	2,969,029	2,875,767	2,806,836
加入世帯数 (世帯)	22,992	22,431	21,802	21,086	20,621
加入率 (%)	34.5	33.4	32.2	30.9	30.3
被保険者数 (人)	37,329	35,511	33,990	32,520	31,590
加入率 (%)	23.4	22.4	21.5	20.7	20.3

(備考) 令和2年度は当初調定の数値。令和元年度以前は、最終調定の数値。滞納繰越分は含まない。

8 証明、閲覧関係

(1) 証明閲覧手数料徴収基準

区 分	手数料	備 考
所得及び税額証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明	1件 300円	証明用紙1枚について1件とする。
名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	1件 300円	公簿は1冊、土地図面は1枚、名寄帳は1人分を1件とする。
納税に関する証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
登録免許税に関する証明	1件 1,300円	
その他の証明	1件 300円	

(2) 諸証明取扱状況

(単位：件)

区 分	所得及び税額証明	公簿書類又は土地図面の証明	名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	登録免許税特例証明	納 税 証 明		合 計
					一 般 用	車 検 用	
平成27年度	29,487	1,640	5,785	610	3,306	8,253	49,081
平成28年度	29,646	1,840	6,369	609	4,115	8,240	50,819
平成29年度	29,954	1,689	5,782	671	3,336	5,690	47,122
平成30年度	23,861	1,772	5,983	646	3,970	7,783	44,015
令和元年度	18,814	1,919	6,377	691	3,763	7,991	39,555

(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移

(単位：人、件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
縦覧閲覧者数	571	570	572	435	440
審査申出件数	0	0	2	1	0

9 税率と納期

税 目		税 率				納期		
市民税	個人	均 等 割 3,500円（平成26年度から10年間500円加算）				6月、8月		
		所 得 割 6%				10月、1月		
	法人	均 等 割	資本等金額		従業者数	税 率		
			⑨ 50億円超		50人超	3,600,000円		
			⑧ 10億円超 50億円以下		50人超	2,100,000円		
			⑦ 10億円超		50人以下	492,000円		
			⑥ 1億円超 10億円以下		50人超	480,000円		
			⑤ 1億円超 10億円以下		50人以下	192,000円		
			④ 1千万円超 1億円以下		50人超	150,000円		
			③ 1千万円超 1億円以下		50人以下	130,000円		
② 1千万円以下			50人超	120,000円				
① 1千万円以下		50人以下	50,000円					
法人税割		令和元年10月1日前開始事業年度		11.1%				
		令和元年10月1日以後開始事業年度		7.4%				
固定資産税		1.4%				4月、7月 12月、2月		
免税点		土 地	30万円					
(課税標準額)		家 屋	20万円					
		償却資産	150万円					
軽自動車税	種 別				税率	5月		
	原動機付 自 転 車	50cc以下			2,000円			
		90cc以下			2,000円			
		125cc以下			2,400円			
		ミニカー			3,700円			
	軽自動車	二 輪 車 (250cc以下)			3,600円			
				経年重課 (13年経過車)	H27. 3. 31 以前登録車		H27. 4. 1 以降登録車	
		三輪			4,600円		3,100円	3,900円
		四輪	乗用	営業用	8,200円		5,500円	6,900円
				自家用	12,900円		7,200円	10,800円
		四輪	貨物	営業用	4,500円		3,000円	3,800円
				自家用	6,000円		4,000円	5,000円
	雪上車			3,600円				
	小型特殊自 動 車	農耕作業用			2,400円			
		その他（電気動力含む）			5,900円			
	二輪小型	二輪の小型自動車（250cc超）			6,000円			
	グ リ ー ン 化 特 例	区 分		標準	75%軽減		50%軽減	25%軽減
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円			
四輪		乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	
四輪		貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	

税 目	税 率						納期
市たばこ税	一般の紙巻きたばこ	1,000本につき	平成30年9月30日まで		5,262円		翌月
			平成30年10月1日以降		5,692円		
	旧3級品の紙巻きたばこ	1,000本につき	平成30年3月31日まで		3,355円		
			令和元年9月30日まで		4,000円		
				令和元年10月1日以降		5,692円	
※令和元年10月1日の税率改正により、紙巻たばこの税率は一本化された。							
	加熱式たばこ	平成30年10月1日以降、「重量のみ」の課税方式から「重量と価格」により課税される新方式となり、令和4年度までの5年間かけて1/5ずつ段階的に新方式に移行					
鉱 産 税	100分の1 (当月の鉱物価格の合計額が、200万円以下である場合の税率は、100分の0.7)						翌月
入 湯 税	宿泊 150円 日帰り 50円						翌月
都市計画税	0.2%						4月、7月 12月、2月
国民健康保険税	区 分	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	7月から 3月まで (全9回)
	医 療 分	7.11%	3%	23,100円	22,200円	61万円	
	支 援 分	2.44%	—	8,000円	7,200円	19万円	
	介 護 分	2.30%	—	7,200円	5,800円	16万円	

10 税務機構及び事務分掌

(令和2年4月1日現在)

区分	課名	係名	部長	課長	係長	担当幹	主査	主任	主事	嘱託	計	事務分掌	
財政部	税務課			1							1	課内統括	
		諸税係			※ 1		2		1			4	法人市民税・償却資産・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・鉱産税の賦課、臨時運行許可、相続調査、予算、税務統計、税務証明
		市民税係			※ 1		3	5	7			16	個人市県民税の賦課、調査、申告指導、税務証明
		土地係				1	2	2	6			11	固定資産税・都市計画税の賦課、国有資産等交付金、調査、土地評価、減免、土地の異動処理、地籍図・土地家屋現況図の修正整備
		家屋係			※ 1		1	2	5			9	固定資産税・都市計画税の賦課、家屋の調査、評価、減免、家屋の異動処理、償却資産事務
		計			1	4	8	9	19			41	
	収納管理課				1							1	課内統括
		管理係				1	2	1	2			6	市税等の収納管理、口座振替、納税証明、過誤納金の充当・還付、予算、県民税の払込み
		収納担当				2	3	1	5	2		13	市税等の納税相談、滞納金の徴収、滞納処分、徴収猶予、不納欠損、執行停止
		特別滞納 整理係			※ 1		1	1	3	1		7	収納特別対策、公売の実施
		計			1	4	6	3	10	3		27	
	収納管理センター		(1)									(1)	センター統括
		(収納管理課)		(1)		(4)	(6)	(3)	(9)			(23)	収納推進本部等の運営、市税・各種料金・使用料・負担金等の窓口収納、市税・介護保険料・保育料等の滞納に係る財産調査、差押、公売、滞納対策全般についての技術及び知識の提供、指導、助言等
		計	1	1	4	6	3	9				23	
	合計(収納管理センターを除く)				2	8	14	12	29	3		68	
健康未来部	国保年金課			1							1	課内統括	
		国民健康 保険担当			※ 1 2		1	4	6			14	国保税の賦課、資格の得喪管理、国保給付、レセプト審査、保健事業
		計		1	3	1	4	6			15		

「※」は課長補佐 () 書きは、兼務職員数

11 市税の徴収に要する経費

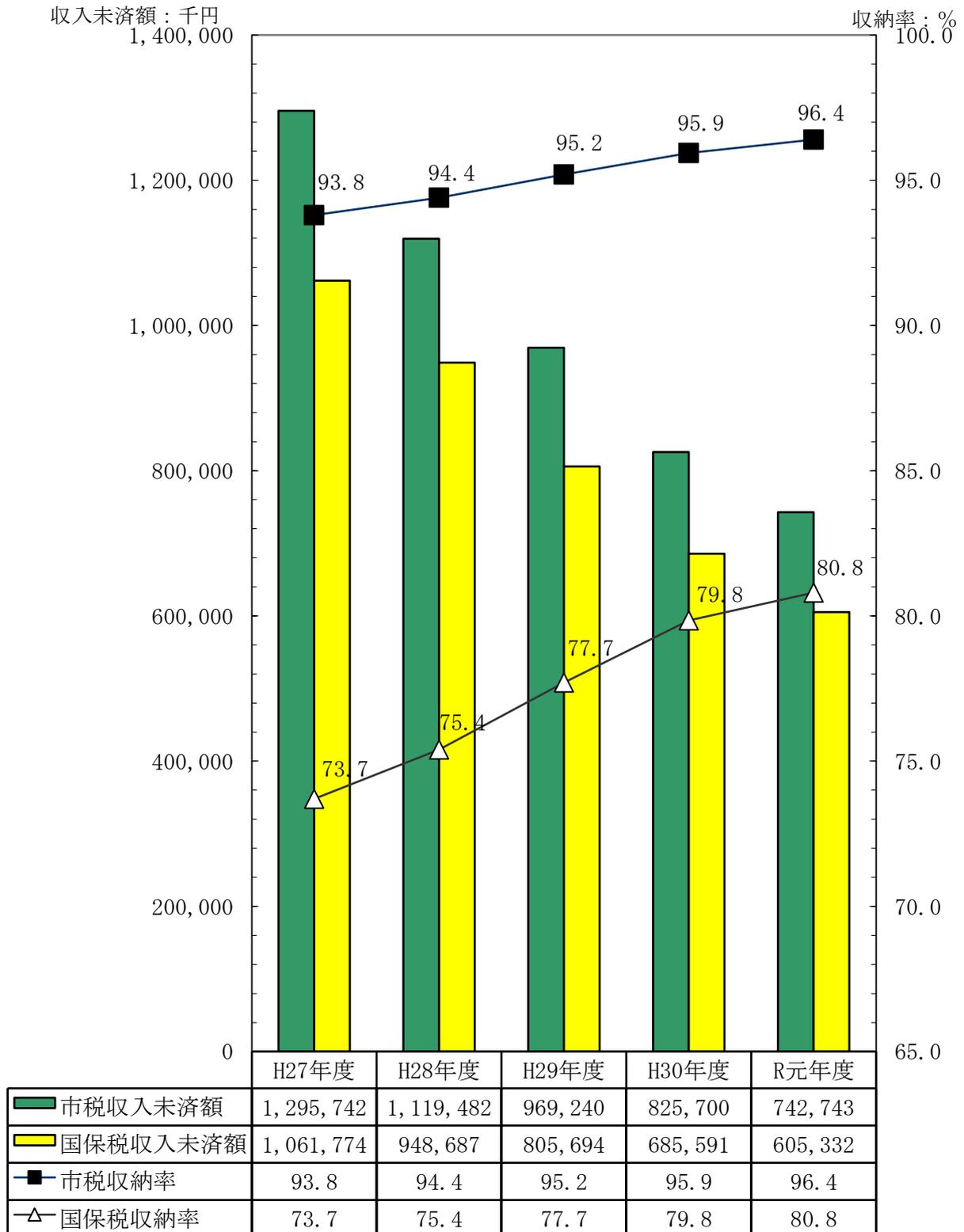
(単位：千円、%)

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年		令和2年度(見込)		
		金 額	構成比									
税 収 入 額	市 税	21,186,787	81.3	21,600,235	81.2	21,630,353	81.0	21,883,946	80.7	21,171,998	80.7	
	個 人 県 民 税	4,881,098	18.7	4,994,719	18.8	5,069,418	19.0	5,241,416	19.3	5,063,833	19.3	
	計	26,067,885	100.0	26,594,954	100.0	26,699,771	100.0	27,125,362	100.0	26,235,831	100.0	
市税及び個人県民税に係る徴税費	人 件 費	基 本 給	219,223	35.5	216,411	37.3	220,364	37.5	230,213	29.5	241,671	32.6
		諸 手 当	119,957	19.4	131,327	22.6	131,932	22.5	145,668	18.6	138,243	18.7
		超過勤務手当	21,277	—	30,661	—	30,912	—	42,034	—	24,500	—
		税務特別手当	151	—	165	—	182	—	123	—	350	—
		その他の手当	98,529	—	100,501	—	100,838	—	103,511	—	113,393	—
		そ の 他	69,996	11.3	73,233	12.6	75,238	12.8	77,494	9.9	103,022	13.9
	小 計	409,176	66.2	420,971	72.6	427,534	72.8	453,375	57.9	482,936	65.2	
	需 用 費	旅 費	24	0.0	19	0.0	28	0.0	50	0.0	250	0.0
		賃 金	23,032	3.7	21,511	3.7	21,286	3.6	22,213	2.8	0	0.0
		そ の 他	181,898	29.4	133,338	23.0	118,029	20.1	205,632	26.3	151,355	20.4
		小 計	204,954	33.2	154,868	26.7	139,343	23.7	227,895	29.2	151,605	20.5
報 償 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 報 償 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	納 税 貯 蓄 組 合 金 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	納 税 奨 励 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他	223	0.0	220	0.0	18	0.0	19	0.0	27	0.0	
	小 計	223	0.0	220	0.0	18	0.0	19	0.0	27	0.0	
そ の 他	そ の 他	3,717	0.6	3,865	0.7	20,078	3.4	100,190	12.8	105,733	14.3	
合 計		618,070	100.0	579,924	100.0	586,973	100.0	781,479	100.0	740,301	100.0	
県民税徴収取扱費	納 税 通 知 書 に よ る 金 額	233,673	100.0	236,832	100.0	237,957	100.0	241,071	100.0	235,437	100.0	
	徴 収 額 に よ る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
	報 償 金 額 に 相 当 す る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
	計		233,673	100.0	236,832	100.0	237,957	100.0	241,071	100.0	235,437	100.0
市 税 に 係 る 徴 税 費			384,397	—	343,092	—	349,016	—	540,408	—	504,864	—
市税及び個人県民税に係る徴税費(百円当たり：円)			2.4	—	2.2	—	2.2	—	2.9	—	2.8	—
市税に係る徴税費(百円当たり：円)			1.8	—	1.6	—	1.6	—	2.5	—	2.4	—

(備考) 令和元年度は課税状況調の数値、平成30年度以前は最終値。

VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移



2 納付状況

(1) 口座振替、自主納付(予定者)の推移

(件数は年度ごとの振替結果の集計)

区 分		期別調定件数 の合計(件)	口 座 振 替		自 主 納 付		
税 目	年 度		依 頼 件 数	率 (%)	件 数	率 (%)	
3 税	市県民税 (普通徴収)	28年度	91,691	43,058	47.0	48,633	53.0
		29年度	88,982	41,442	46.6	47,540	53.4
		30年度	69,753	31,954	45.8	37,799	54.2
		元年度	70,658	32,147	45.5	38,511	54.5
	固定資産税 (都市計画税含)	28年度	273,358	194,937	71.3	78,421	28.7
		29年度	273,865	194,575	71.0	79,290	29.0
		30年度	274,333	193,725	70.6	80,608	29.4
		元年度	275,186	193,581	70.3	81,605	29.7
	軽自動車税	28年度	74,702	18,319	24.5	56,383	75.5
		29年度	74,664	17,715	23.7	56,949	76.3
		30年度	75,051	17,152	22.9	57,899	77.1
		元年度	75,230	16,659	22.1	58,571	77.9
	合 計	28年度	439,751	256,314	58.3	183,437	41.7
		29年度	437,511	253,732	58.0	183,779	42.0
		30年度	419,137	242,831	57.9	176,306	42.1
		元年度	421,074	242,387	57.6	178,687	42.4
国民健康保険税	28年度	174,598	112,010	64.2	62,588	35.8	
	29年度	167,376	107,369	64.1	60,007	35.9	
	30年度	160,884	102,876	63.9	58,008	36.1	
	元年度	155,098	99,155	63.9	55,943	36.1	

(2) 口座振替による納付状況

(単位：店、人、千円、%)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
協力店舗数		454	450	450	455	467	
新規契約者数		6,944	6,592	6,555	6,221	6,183	
3 税	取扱税額	市民税(普通徴収)	1,676,341	1,671,027	1,587,924	1,161,942	1,197,680
		固定資産税・都市計画税	6,035,321	6,080,226	6,413,492	6,308,722	6,450,442
		軽自動車税	85,182	100,011	100,062	99,808	99,188
		合 計	7,796,844	7,851,264	8,101,478	7,570,472	7,747,310
	収入済額	市民税(普通徴収)	1,733,568	1,721,878	1,703,812	1,343,480	1,437,432
		固定資産税・都市計画税	10,313,714	10,318,614	10,421,676	10,265,572	10,493,289
		軽自動車税	384,425	460,015	478,191	499,295	516,996
		合 計	12,431,707	12,500,507	12,603,679	12,108,347	12,447,717
	占 有 率		62.72	62.81	64.28	62.52	62.24
	国 保 税	取 扱 税 額	2,054,561	1,996,950	1,884,020	1,797,444	1,687,882
収 入 済 額		2,775,479	2,690,459	2,831,150	2,765,618	2,712,655	
占 有 率		74.03	74.22	66.55	64.99	62.22	

(3) 令和元年度税目別の口座振替依頼状況

(単位：件、千円、%)

区 分	振 替			再 振 替			
	依頼金額	振替金額	振替率	依頼金額	再振替金額	再振替率	
3 税	市県民税(普徴)	1,227,823	1,174,467	95.7	49,995	23,213	46.4
	固定・都計税	6,534,761	6,363,331	97.4	157,310	87,111	55.4
	軽自動車税	53,480	51,190	95.7	3,987	2,012	50.5
	合 計	7,816,064	7,588,988	97.1	211,292	112,336	53.2
国民健康保険税		1,758,984	1,644,024	93.5	91,948	43,858	47.7

(4) 口座振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3 税	件 数	271,552	268,126	264,703	252,450	250,930
	金 額	2,963,084	2,910,725	2,875,664	2,739,729	2,713,874
国民健康保険税	件 数	126,522	118,759	113,651	108,931	74,489
	金 額	1,392,742	1,298,085	1,244,026	1,191,980	810,515

(5) 郵便振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市 税 等	件 数	4,597	5,286	4,774	3,656	3,124
	金 額	137,910	158,580	143,220	109,680	93,720

(備考) 窓口支払手数料を除く。

(6) コンビニ収納手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3 税	件 数	103,050	106,885	113,222	113,766	118,813
	金 額	6,056,282	6,291,838	6,664,288	6,696,264	7,028,096
国民健康保険税	件 数	36,500	36,556	37,834	39,597	39,568
	金 額	2,148,383	2,151,681	2,226,862	2,330,678	2,353,418

3 督促関係

(1) 督促状の発付状況

(単位：件、%)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件 数	割合								
個 人 市県民税	普通徴収	18,440	20.0	17,292	18.8	16,504	18.4	12,572	17.8	13,300	18.7
	特別徴収	1,129	2.3	1,042	2.1	1,147	2.2	1,941	2.9	2,232	3.3
法 人 市 民 税		305	5.1	314	5.2	300	4.9	257	4.2	256	4.2
固 定 資 産 税		22,201	8.1	22,546	8.2	21,060	7.7	21,119	7.7	21,062	7.6
軽 自 動 車 税		9,542	12.8	9,135	12.2	8,847	11.8	8,017	10.7	8,093	10.8
合 計		51,617	10.4	50,329	10.1	47,858	9.6	43,906	8.9	44,943	9.0
国民健康保険税		30,472	16.9	28,943	16.7	26,677	16.7	24,940	15.0	22,889	14.9

(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況

(単位：円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
督促手数料	一般会計分	4,767,200	4,733,618	4,983,447	3,987,229	4,142,195
	国保会計分	2,587,781	2,540,300	2,818,700	2,642,580	1,939,184
延 滞 金	一般会計分	31,717,725	31,517,758	36,377,228	34,871,373	33,907,744
	国保会計分	16,848,950	19,773,655	24,182,964	29,941,220	28,175,589

4 滞納処分、差押等

(1) 税目別滞納の内訳

(単位：人・件、千円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
個人市民税	滞納者数	4,999	4,614	3,867	3,329	3,252	45.9
	収入未済額	409,275	362,922	305,036	248,479	222,041	29.9
法人市民税	滞納者数	183	152	143	127	114	1.6
	収入未済額	41,524	36,975	33,718	30,109	27,096	3.7
固定資産税 都市計画税	滞納者数	3,328	3,245	2,710	2,571	2,506	35.4
	収入未済額	821,915	696,468	604,090	523,405	472,014	63.6
軽自動車税	滞納者数	1,946	1,761	1,578	1,348	1,203	17.0
	収入未済額	22,402	22,882	22,491	21,301	20,146	2.7
市たばこ税	滞納者数	0	0	0	0	1	0.0
	収入未済額	0	0	0	0	28	0.0
入 湯 税	滞納者数	3	2	4	5	3	0.0
	収入未済額	625	235	3,905	2,406	1,418	0.2
合 計	滞納者数	10,459	9,774	8,302	7,380	7,079	100.0
	収入未済額	1,295,741	1,119,482	969,240	825,700	742,743	100.0

(2) 滞納処分執行停止状況

(単位：人、件、円)

区 分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	634	1,925	29,392,829	440	1,353	23,897,366	706	2,012	30,301,312	928	2,733	33,783,004
	法人市民税	32	32	1,578,600	19	19	2,176,759	41	42	1,979,900	56	56	2,969,300
	固定資産税 都市計画税	828	2,829	80,691,056	683	2,322	48,260,547	1,160	4,070	88,666,750	1,461	4,869	87,576,623
	軽自動車税	358	478	2,264,600	275	340	1,724,900	480	614	3,377,377	520	711	4,199,345
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	333,037
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,852	5,264	113,927,085	1,417	4,034	76,059,572	2,387	6,738	124,325,339	2,967	8,373	128,861,309
国民健康保険税	1,277	7,537	99,151,034	1,025	5,831	67,467,299	1,592	8,824	91,816,932	1,714	9,617	113,334,681	
個人県民税	634	1,925	19,483,618	440	1,353	15,840,842	706	2,012	20,088,338	928	2,733	22,398,401	

(3) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、円)

区 分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	865	2,314	39,826,025	795	2,217	30,763,482	495	1,266	17,035,975	529	1,400	20,113,257
	法人市民税	37	43	2,332,728	26	48	3,591,459	41	41	2,318,900	44	44	2,263,500
	固定資産税 都市計画税	1,036	3,013	86,393,352	587	3,390	75,404,553	934	2,935	68,092,668	861	2,689	55,079,210
	軽自動車税	397	563	2,464,176	268	515	2,290,100	339	463	1,907,333	305	406	1,859,019
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	333,037
	合 計	2,335	5,933	131,016,281	1,676	6,170	112,049,594	1,809	4,705	89,354,876	1,741	4,543	79,648,023
国民健康保険税	1,788	7,809	108,002,534	967	7,292	92,524,172	1,227	5,276	73,611,883	1,361	6,172	76,355,709	
個人県民税	865	2,314	26,399,466	795	2,217	20,392,177	495	1,266	11,294,041	529	1,400	13,335,247	

(4) 財産の差押と解除の状況

(単位：件、円)

区 分	差 押		解 除		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 28 年度	動産	3	7,084,000	3	3,031,587
	不動産	29	28,818,342	89	32,188,326
	預貯金	557	134,072,056	486	107,620,978
	生命保険	118	111,788,430	134	62,252,539
	その他の債権	375	186,645,837	355	133,034,125
	合 計	1,082	468,408,665	1,067	338,127,555
	差押に伴う収入額				338,797,626
平成 29 年度	動産	4	7,416,000	1	2,462,500
	不動産	33	36,094,408	80	62,635,081
	預貯金	570	120,948,217	598	112,619,497
	生命保険	118	66,193,257	174	62,992,869
	その他の債権	623	236,351,991	476	116,597,027
	合 計	1,348	467,003,873	1,329	357,306,974
	差押に伴う収入額				316,904,241
平成 30 年度	動産	0	0	0	0
	不動産	37	58,959,542	67	16,799,398
	預貯金	823	129,928,932	753	111,221,960
	生命保険	139	51,814,022	130	36,677,421
	その他の債権	608	188,786,112	615	99,431,194
	合 計	1,607	429,488,608	1,565	264,129,973
	差押に伴う収入額				345,077,055
令和 元 年度	動産	6	6,727,019	3	1,788,643
	不動産	28	25,411,890	113	32,839,458
	預貯金	379	91,357,120	391	74,454,032
	生命保険	139	47,496,625	180	33,805,010
	その他の債権	604	181,862,429	680	111,805,299
	合 計	1,156	352,855,083	1,367	254,692,442
	差押に伴う収入額				301,892,373

(5) 差押現在高

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
動 産	3	2,652,693
不 動 産	167	90,362,959
預 貯 金	67	28,223,081
生 命 保 険	130	27,900,734
その他の債権	390	99,687,997
合 計	757	248,827,464

※平成31年3月31日現在。 ※参加差押を含む。

(6) 交付要求等の状況

(単位：件、千円)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金 額	件数	金 額						
交 付 要 求	136	65,897	152	42,187	149	87,321	153	38,505	127	41,826,040
配 当	41	3,224	65	5,150	49	7,644	37	3,623	32	5,872,834
解除又は終了	102	39,578	110	37,357	149	58,134	105	24,547	150	42,516,876
一 部 納 付	167	8,451	170	8,859	238	10,975	198	5,874	187	5,836,119

(7) 交付要求現在高

(各年3月31日現在、単位：件、円)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和元年度
件 数	115	140	109	141	87
金 額	53,537,425	56,230,645	61,854,823	46,563,851	36,978,768

(8) 公売処分の実施状況

(単位：件、円、回、人)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
動 産	0	0	0	0	1	797,000	0	0	0	0
不 動 産	0	0	0	0	1	800,000	0	0	0	0
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	2	1,597,000	0	0	0	0
回 数	0		0		2		0		0	
延参加者数	0		0		15		0		0	

(9) 催告書発送数

(単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通 数	11,967	10,356	19,797	16,389	15,516

5 個人県民税関係

(1) 令和元年度個人県民税徴収取扱費の状況

(単位：円)

区 分	1 期	2 期	3 期	4 期	合 計
令和元年度	365,148	241,630,554	6,126,003	1,498,475	249,620,180
納税義務者数 × 3,000円	△18,000	235,902,000	5,019,000	168,000	241,071,000
払込金額 × 7/100	3,066	385	119,264	7,606	130,321
過誤納金 × 按分率	378,966	3,818,669	987,141	1,316,587	6,501,363
還付加算金 × 按分率	1,116	15,070	598	5,183	21,967
配当割額、株式等譲渡所得割額控除による還付・充当額	0	1,894,430	0	1,099	1,895,529
平成30年度	423,510	239,451,642	6,440,225	1,438,080	247,753,456
平成29年度	150,219	236,952,476	5,885,209	833,975	243,821,879
平成28年度	210,993	233,880,617	5,973,212	1,581,111	241,645,933
平成27年度	397,017	231,822,922	5,635,923	869,493	238,725,355
平成26年度	384,777	231,685,526	6,618,350	1,426,570	240,115,223

(2) 平成30年度までの個人県民税の取扱状況

(単位：件、円)

区 分	県 民 税		徴収金総額 市県民税	県民税払 込金額	市民税収入額 (差 引)	市民税調定額累計 (参 考)	
	件 数	調定額累計					
平成27年度	本税現年	140,482	4,813,546,700	11,865,015,635	4,729,869,832	7,135,145,803	7,261,988,100
	本税滞繰	25,577	273,055,868	190,397,029	75,899,871	114,497,158	431,289,880
	延滞金	2,828	6,520,625	16,357,181	6,520,625	9,836,556	—
	合 計	168,887	5,093,123,193	12,071,769,845	4,812,290,328	7,259,479,517	7,693,277,980
平成28年度	本税現年	142,173	4,877,196,100	12,047,421,069	4,802,463,460	7,244,957,609	7,358,236,645
	本税滞繰	24,149	257,574,749	197,262,143	78,634,608	118,627,535	408,360,605
	延滞金	3,501	7,854,911	19,704,770	7,854,911	11,849,859	—
	合 計	169,823	5,142,625,760	12,264,387,982	4,888,952,979	7,375,435,003	7,766,597,250
平成29年度	本税現年	141,535	4,974,420,500	12,325,622,441	4,913,362,873	7,412,259,568	7,504,635,100
	本税滞繰	21,500	226,688,746	204,088,419	81,355,766	122,732,653	362,031,078
	延滞金	4,464	9,876,106	24,775,121	9,876,106	14,899,015	—
	合 計	167,499	5,210,985,352	12,554,485,981	5,004,594,745	7,549,891,236	7,866,666,178
平成30年度	本税現年	135,354	5,045,729,060	12,545,539,758	5,001,404,879	7,544,134,879	7,611,163,340
	本税滞繰	16,794	184,869,880	170,605,187	68,013,463	102,591,724	303,328,595
	延滞金	5,160	11,121,994	27,898,447	11,121,994	16,776,453	—
	合 計	157,308	5,241,720,934	12,744,043,392	5,080,540,336	7,663,503,056	7,914,491,935
令和元年度	本税現年	139,605	5,231,729,700	13,024,350,843	5,192,548,194	7,831,802,649	7,891,068,400
	本税滞繰	13,298	149,309,836	122,572,949	48,867,382	73,705,567	247,575,430
	延滞金	4,164	9,845,644	24,695,609	9,845,644	14,849,965	—
	合 計	157,067	5,390,885,180	13,171,619,401	5,251,261,220	7,920,358,181	8,138,643,830

6 県内19市の市税等収納率の状況

<市 税>

区 分	平成 29 年度							平成 30 年度							令和元年度						
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	
長 野 市	99.33	4	30.26	6	97.97	3	0.30	99.45	5	36.26	5	98.47	3	0.50	99.42	6	37.93	6	98.66	4	0.19
松 本 市	99.11	10	28.72	9	96.55	11	0.67	99.30	9	34.56	7	97.36	9	0.81	99.35	10	32.73	10	97.77	10	0.41
上 田 市	98.73	17	27.76	11	95.23	15	0.80	98.90	18	29.10	12	95.94	16	0.71	99.05	16	25.41	13	96.38	15	0.44
岡 谷 市	99.13	8	38.03	3	97.52	6	0.29	99.25	10	47.53	2	98.32	4	0.80	99.17	13	46.35	3	98.35	7	0.03
飯 田 市	99.57	2	46.44	1	99.03	1	0.32	99.56	1	50.51	1	99.16	1	0.13	99.71	1	58.60	1	99.40	1	0.24
諏 訪 市	99.48	3	24.11	13	97.65	4	0.34	99.55	2	31.19	9	98.31	5	0.66	99.52	4	26.20	12	98.60	5	0.29
須 坂 市	99.10	11	14.52	17	93.12	19	0.71	99.19	12	19.61	18	95.04	18	1.92	99.28	12	20.05	16	96.05	16	1.01
小 諸 市	98.85	16	18.17	16	96.15	13	△0.27	99.01	15	19.67	17	96.18	15	0.03	98.73	19	18.40	17	95.90	17	△0.28
伊 那 市	99.09	12	30.24	7	97.24	8	0.23	99.24	11	29.82	11	97.46	8	0.22	99.47	5	34.02	9	97.97	8	0.51
駒ヶ根市	99.19	7	32.60	4	97.53	5	0.21	99.33	7	42.38	3	98.03	7	0.50	99.38	7	45.08	4	98.39	6	0.36
中 野 市	98.87	15	13.31	19	93.59	18	0.00	98.98	17	15.14	19	93.86	19	0.27	98.98	17	16.82	18	94.33	19	0.47
大 町 市	98.95	14	30.82	5	94.44	17	1.31	99.36	6	25.21	14	96.23	14	1.79	99.36	9	20.85	15	97.30	13	1.07
飯 山 市	99.60	1	22.12	15	98.01	2	0.24	99.52	3	34.83	6	98.54	2	0.53	99.61	2	34.81	8	98.68	3	0.14
茅 野 市	98.47	19	13.77	18	94.58	16	△0.25	99.00	16	21.28	16	95.43	17	0.85	99.17	13	16.75	19	95.88	18	0.45
塩 尻 市	99.13	8	27.69	12	96.93	9	0.19	99.18	13	27.83	13	97.10	10	0.17	99.37	8	39.61	5	97.90	9	0.80
佐 久 市	98.73	17	29.87	8	95.97	14	1.72	98.76	19	29.85	10	96.48	13	0.51	98.93	18	28.84	11	96.68	14	0.20
千 曲 市	99.29	5	40.81	2	97.47	7	1.25	99.48	4	36.71	4	98.08	6	0.61	99.59	3	48.01	2	98.91	2	0.83
東 御 市	99.01	13	28.68	10	96.29	12	0.29	99.02	14	31.84	8	97.10	10	0.81	99.09	15	36.00	7	97.38	11	0.28
安曇野市	99.25	6	24.11	13	96.67	10	0.40	99.32	8	23.95	15	96.95	12	0.28	99.34	11	25.08	14	97.37	12	0.42
平 均	99.10	—	27.48	—	96.42	—	0.46	99.23	—	30.91	—	97.05	—	0.64	99.32	—	29.72	—	97.72	—	0.67

県内19市の市税等収納率一覧表

<国民健康保険税>

区 分	平成 29 年度							平成 30 年度							令和元年度						
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	
長 野 市	92.45	18	19.74	17	82.78	13	1.96	92.69	19	20.34	17	82.72	15	△ 0.06	92.32	19	18.90	18	81.93	16	△ 0.79
松 本 市	92.18	19	15.99	18	73.77	19	0.45	92.81	18	16.30	19	74.76	19	0.99	92.63	18	15.80	19	75.57	19	0.81
上 田 市	93.53	17	25.28	13	77.69	17	2.32	93.92	17	27.44	13	79.84	17	2.15	94.41	14	22.84	16	80.80	18	0.96
岡 谷 市	95.10	10	33.09	4	86.57	8	0.72	95.32	9	33.15	8	87.48	8	0.91	95.39	11	33.30	10	87.82	10	0.34
飯 田 市	98.11	2	46.33	1	94.91	2	1.10	98.41	2	44.56	2	95.64	2	0.73	98.54	2	45.89	2	96.28	2	0.64
諏 訪 市	94.57	13	32.17	5	86.29	9	1.94	94.79	13	34.73	6	86.97	9	0.68	94.30	16	38.21	4	87.38	11	0.41
須 坂 市	94.65	12	27.02	10	82.35	14	1.61	94.90	12	28.06	12	82.79	14	0.44	95.62	9	30.27	11	84.90	12	2.11
小 諸 市	94.40	14	26.82	11	84.85	11	0.03	94.27	15	24.84	15	83.92	13	△ 0.93	93.93	17	24.89	15	83.41	15	△ 0.51
伊 那 市	96.22	6	25.32	12	87.18	7	0.75	96.52	8	28.80	11	87.93	7	0.75	96.90	7	30.09	12	90.06	6	2.13
駒 ヶ 根 市	95.56	9	31.62	6	89.06	4	△ 0.34	96.81	5	40.61	4	90.97	5	1.91	97.22	4	43.13	3	92.46	4	1.49
中 野 市	94.90	11	14.86	19	76.59	18	0.27	95.10	11	17.60	18	79.23	18	2.64	95.29	12	20.38	17	80.97	17	1.74
大 町 市	95.72	8	27.99	9	82.17	15	2.88	96.78	6	33.97	7	85.55	11	3.38	96.87	8	34.61	8	88.33	8	2.78
飯 山 市	98.44	1	34.07	3	95.20	1	0.22	98.80	1	41.08	3	96.21	1	1.01	98.71	1	36.59	5	96.61	1	0.40
茅 野 市	95.99	7	28.14	8	89.28	3	△ 0.48	96.90	4	35.50	5	91.24	4	1.96	97.03	6	36.11	6	91.90	5	0.66
塩 尻 市	94.18	15	21.07	15	79.09	16	1.13	94.38	14	23.65	16	80.23	16	1.14	94.74	13	34.03	9	83.69	14	3.46
佐 久 市	93.85	16	30.74	7	84.60	12	1.54	94.16	16	30.84	10	84.69	12	0.09	94.40	15	29.08	13	84.78	13	0.09
千 曲 市	96.87	4	36.86	2	88.43	5	5.25	97.01	3	50.26	1	92.48	3	4.05	97.62	3	55.08	1	94.62	3	2.14
東 御 市	97.44	3	19.89	16	87.62	6	1.92	95.23	10	32.20	9	88.19	6	0.57	95.53	10	35.78	7	88.77	7	0.58
安 曇 野 市	96.37	5	24.57	14	84.91	10	0.88	96.58	7	25.56	14	85.96	10	1.05	97.22	4	28.53	14	88.24	9	2.28
平 均	95.29	—	27.45	—	84.91	—	1.27	95.55	—	31.03	—	86.15	—	1.23	94.67	—	24.18	—	84.10	—	△ 2.05

【参考資料】

市税のあゆみ

各年度の税制改正の主な内容

平成 元 年 度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>120万円以下の金額</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>120万円 超の金額</td> <td>60万円 超の金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">11%</td> <td rowspan="5">500万円 超の金額</td> <td>130万円 超の金額</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 超の金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 超の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 超の金額</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円 超の金額</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益4,000万円超部分の比例税率化</p>	税率	改正後	改正前		3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%	8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%	11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%	260万円 超の金額	8%	460万円 超の金額	10%	950万円 超の金額	11%	1,900万円 超の金額	12%
	税率	改正後	改正前																							
	3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%																						
8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%																							
11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%																							
		260万円 超の金額	8%																							
		460万円 超の金額	10%																							
		950万円 超の金額	11%																							
		1,900万円 超の金額	12%																							
市たばこ税	<p>◎名称が市町村たばこ税に変更</p> <p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成元年4月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円 																									
その他税	◎電気税、ガス税、木材取引税は消費税創設により4月1日廃止																									
平成 2 年 度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準の算定の基礎となる金額が34万円(改正前32万円)に上げられた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円(平成元年度は32万円)に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに9万円を加算した金額)以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="3">30万円</td> <td rowspan="3">28万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td></td> <td>14万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	30万円	28万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除		14万円													
	項目	改正後	改正前																							
基礎控除	30万円	28万円																								
配偶者控除																										
扶養控除																										
配偶者特別控除		14万円																								
個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>160万円以下の金額</td> <td colspan="2">120万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>160万円 超の金額</td> <td colspan="2">120万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>550万円 超の金額</td> <td colspan="2">500万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には4万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに15万円(平成2年度は9万円)を加算した金額)以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">31万円</td> <td rowspan="4">30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前		3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額		8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額		11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額		項目	改正後	改正前	基礎控除	31万円	30万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除
税率	改正後	改正前																								
3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額																								
8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額																								
11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額																								
項目	改正後	改正前																								
基礎控除	31万円	30万円																								
配偶者控除																										
扶養控除																										
配偶者特別控除																										
平成 3 年 度	固定資産税 都市計画税	◎平成3年度の評価替えに伴う負担調整措置(平成5年度まで)																								
	特別土地保有税	◎免税点の引上げ (土地:10万円→30万円、家屋:8万円→20万円、償却資産:100万円→150万円)																								
	特別土地保有税	◎遊休土地に係る特別土地保有税の創設																								

平成4年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には8万円（平成3年度は4万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに19万円（平成3年度は15万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	--

平成5年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には13万円（平成4年度は8万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに25万円（平成4年度は19万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	---

平成6年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円（平成5年度は13万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに30万円（平成5年度は25万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ</p> <p>○特定扶養親族に係る控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定扶養親族（16歳～22歳）に係る控除額を3万円引上げ39万円とした。 <p>◎特別減税</p> <p>○平成6年度に限り定率での特別減税の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の20%相当額。ただし、20%相当額が20万円を超える場合には20万円が限度となる。 																																					
	法人市民税	<p>◎法人市民税均等割の税率の見直し (標準税率の改正)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>改正後年税額</th> <th>改正前年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>1,750,000</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>410,000</td> <td rowspan="2">400,000</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>160,000</td> <td rowspan="2">150,000</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000</td> <td rowspan="2">120,000</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※制限税率は、標準税率の1.2倍（上田市適用）</p>	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額	1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000	3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000	40,000
	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額																																			
1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000																																				
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000																																				
3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000																																				
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000																																					
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000																																				
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000																																					
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000																																				
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000																																					
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000	40,000																																				
固定資産税 都市計画税	<p>◎平成6年度評価替えに伴う負担調整措置（平成8年度まで）</p> <p>◎住宅用地に対する課税標準の固定資産税特例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/4→1/6、一般住宅用地1/2→1/3 <p>◎住宅用地に対する課税標準の都市計画税特例創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/3、一般住宅用地2/3 <p>◎宅地の評価に関し、地価公示価格等の7割評価の導入</p>																																						

平成7年度	個人市民税	◎税率改正												
		○市民税所得割の税率改正												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>160万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>200万円 超の金額</td> <td>160万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>700万円 超の金額</td> <td>550万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額	8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額	11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額
税率	改正後	改正前												
3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額												
8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額												
11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額												
		◎基礎控除額等の引上げ												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">33万円</td> <td rowspan="4">31万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	33万円	31万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除			
項目	改正後	改正前												
基礎控除	33万円	31万円												
配偶者控除														
扶養控除														
配偶者特別控除														
		◎特別減税												
		○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施												
		・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる。												

平成8年度	個人市民税	◎税率改正															
		○均等割の税率改正															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上の市</td> <td>3,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上50万人未満の市</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	道府県	1,000円	700円	人口50万人以上の市	3,000円	2,500円	人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円	その他の市町村	2,000円	1,500円
	改正後	改正前															
道府県	1,000円	700円															
人口50万人以上の市	3,000円	2,500円															
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円															
その他の市町村	2,000円	1,500円															
		※均等割の税率は、標準税率を表示															
		◎特別減税															
		○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施															
		・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる															
	固定資産税 都市計画税	◎負担調整率の引下げ															

平成9年度	個人市民税	◎税率改正												
		○市民税所得割の税率改正												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>12%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	12%
課税所得の段階	改正後	改正前												
200万円以下の金額	3%	3%												
200万円 超の金額	8%	8%												
700万円 超の金額	12%	11%												
		◎特別減税												
		○特別減税の取りやめ（平成6年度から平成8年度まで）												
		・平成6年度から実施された定率での特別減税は平成9年度は取りやめ												
	固定資産税 都市計画税	◎平成9年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成11年度まで）												
	市たばこ税	◎市たばこ税の税率引上げ（平成9年4月1日以降の売渡分から）												
		・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円（旧税率 1,997円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円（旧税率 948円）												

平成10年度	個人市民税	◎非課税基準額の引上げ				
		○均等割非課税基準額の引上げ				
		・均等割の非課税基準が、35万円（平成9年度は34万円）を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。				
		○所得割非課税基準額の引上げ				
		・前年中の所得金額が35万円（平成9年度は34万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に30万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。				
		◎特別減税				
		○定額による特別減税（平成10年度分の所得割額を限度とする）				
		・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割額を除く）が特別減税として次の金額の合計が控除となる。				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者又は扶養親族1人につき</td> <td>8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	本人	17,000円	控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円
本人	17,000円					
控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円					
	特別土地保有税	◎地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設				
		◎土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設				
		◎土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設				

平成11年度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○所得割の税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税所得割の税率が次のように改正された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に31万円（平成10年度は30万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎特定扶養親族に係る扶養控除額等の引上げ（平成10年度改正、平成11年度分から適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養親族に係る扶養控除額</td> <td>43万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者に係る障害者控除額</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">同居特別障害者に係る障害者控除額</td> </tr> <tr> <td>扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>56万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>61万円</td> <td>59万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族が同居特別障害者の場合</td> <td>66万円</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族が特別障害者の場合</td> <td>68万円</td> <td>66万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎税額控除</p> <p>○定率による税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額 ただし、15%相当額が4万円を超える場合には4万円が限度となる 	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	10%	12%	区 分	改正後	改正前	特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円	特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円	同居特別障害者に係る障害者控除額			扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円	老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円	特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円	同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円
	課税所得の段階	改正後	改正前																																			
200万円以下の金額	3%	3%																																				
200万円 超の金額	8%	8%																																				
700万円 超の金額	10%	12%																																				
区 分	改正後	改正前																																				
特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円																																				
特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円																																				
同居特別障害者に係る障害者控除額																																						
扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円																																				
老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円																																				
特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円																																				
同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円																																				
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成11年5月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円（旧税率 2,434円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円（旧税率 1,155円） 																																				

平成12年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には19万円（平成11年度は18万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（平成11年度は31万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ（平成11年度改正 平成12年度分から適用）</p> <p>○特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定扶養親族に係る扶養控除額 (改正後)45万円 (改正前)43万円 ・特定扶養親族が同居特別障害者の場合 (改正後)68万円 (改正前)66万円
		固定資産税 都市計画税

平成13年度	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
--------	----------------	-------

平成14年度		<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には24万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（平成13年度は32万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎株式等譲渡益課税の見直し</p> <p>○申告分離課税への一本化等（平成15年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 源泉選択分離課税が平成14年12月31日をもって廃止となり、平成15年1月1日以降は申告分離課税の一本化となった。 平成15年1月1日以後に上場株式等（上場不動産投資証券を含む。以下同じ）を譲渡した場合の譲渡益に係る税率が20%（所得税15%を含む）に引下げ 平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年度以後の3年間にわたり繰越控除が可能となった。 <p>○長期（1年超）保有上場株式等に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年から平成17年までの間に保有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率は、上記（20%）にかかわらず、10%とすることとなった。 保有期間が1年を超える一定の上場株式等を平成17年までに譲渡した場合で譲渡所得が100万円以下の場合にはその金額を、100万円を超える場合には100万円を限度とし譲渡所得金額から控除できることとなった。 平成13年11月30日以後平成14年末までに取得した上場株式等を、平成17年から平成19年までに譲渡した場合、購入価格1千万円までの上場株式等の譲渡については非課税とすることができることとされた。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成15年度	個人市民税	<p>◎金融・証券税制の軽減、簡素化</p> <p>○県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等及び株式譲渡益（所得税において源泉徴収を選択した特定口座に限る）に係る課税方式について、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成16年1月1日から、特別徴収方式が実施され申告不要となる。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成15年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成17年度まで）</p> <p>◎時点修正</p>
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成15年7月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円（旧税率 2,668円） 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円（旧税率 1,266円）
	特別土地保有税	◎課税停止

平成16年度	個人市民税	<p>◎均等割の見直し</p> <p>○人口段階別税率区分の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の人口に応じて、3段階に区分されていた均等割の標準税率が3千円に統一された。 <p>○生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する方に対する非課税措置の段階的廃止 平成17年度分 均等割の税率を1/2に軽減 平成18年度分 非課税措置の廃止 <p>◎年金税制の見直し（平成18年度分から）</p> <p>○公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せされている措置の廃止</p> <p>○老年者控除の廃止</p> <p>○老年者特例加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置の創設</p> <p>◎譲渡所得に係る税率の引下げ</p> <p>○土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得 5%（県民税1.6% 市民税3.4%） 短期譲渡所得 9%（県民税3.0% 市民税6.0%） <p>○非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正前 6%（県民税2.0% 市民税4.0%） 改正後 5%（県民税1.6% 市民税3.4%）
	固定資産税 都市計画税	<p>◎特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成17年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎定率減税の1/2縮減（平成18年度分から適用） ◎配偶者控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止 ◎65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年1月1日現在で65歳に達して、前年の合計所得が125万円以下の方への経過措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成18年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を2/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成19年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を1/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成20年度分以降</td> <td>減額なし</td> </tr> </table>	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額	平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額	平成20年度分以降	減額なし
	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額						
平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額							
平成20年度分以降	減額なし							
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産評価基準の改正						

平成18年度	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎法人市民税税率（平成18年3月市町村合併による新税率） <ul style="list-style-type: none"> ○法人税割の税率 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割は、法人税額（国税）の13.7%（参考：標準税率12.3%、制限税率14.7%） ○均等割の税率（上田市）（1～5号法人：標準税率×1.2） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等 従業員数		年税額	標準税率	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円	3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円
	資本金等 従業員数		年税額	標準税率																																						
	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円																																						
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円																																							
3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円																																							
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																							
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																							
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円																																							
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成18年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成20年度まで） ◎固定資産評価基準の改正 ◎税額の軽減措置の見直し 耐震改修促進税制の創設 																																								
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成18年7月1日以降の売渡分から） <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円（旧税率 2,977円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円（旧税率 1,412円） 																																								

平成19年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎所得税から個人住民税への税源移譲（平成18年度税制改正） <ul style="list-style-type: none"> ○税率の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税所得割の税率が10%（県民税4%・市民税6%）の比例税率 ○減額措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の納税者の負担が変わらぬよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置 ○住宅ローン減税 <ul style="list-style-type: none"> ・税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成18年までに入居）により控除される所得税額が減少する方について、翌年度の個人住民税において減額調整する措置の実施（平成20年度分から適用） ◎定率減税の廃止 ◎地震保険料控除の創設（平成20年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ○損害保険料の改組 <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険料控除制度の創設（地震保険料等の1/2最高25千円を所得控除）経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料は従前のおり（経過措置と地震保険料控除を併用する場合は合わせて25千円の控除） ◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> ○軽減税率の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する県民税配当割、株式等譲渡所得割に関する軽減税率の適用期間が1年延長となる 【税率】5% → 配当割 : 3%（平成21年3月31日まで1年延長） 【税率】5% → 株式等譲渡所得割 : 3%（平成20年12月31日まで1年延長）
		固定資産税 都市計画税

平成20年度	個人市民税	<p>◎寄附金税制の拡充（平成21年度課税から適用）</p> <p>○地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせ全額控除となる。 <p>◎公的年金等からの特別徴収制度の導入（平成21年度課税から適用）</p> <p>○前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、その年度の初日に老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の方（次に掲げる場合を除く。）の老齢等年金給付から個人市民税・県民税の特別徴収（天引き）を開始（開始時期：平成21年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の老齢等年金給付額が、18万円未満の場合 ・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は配当のうち100万円以下の部分） 上場株式等の譲渡益・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は譲渡益のうち500万円以下の部分） 																																							
	固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎市税過誤納金償還金支払要綱設置</p> <p>◎税額の軽減措置の見直し：省エネ改修工事促進税制の創設／長期優良住宅促進税制の創設（H21.6.4～）</p> <p>◎機械装置を主とした償却資産の耐用年数の改正、理論帳簿価額制度の廃止</p>																																							
	法人市民税	<p>◎法人市民税税率</p> <p>○均等割の税率（上田市） 法人号数の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000 円</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000 円</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000 円</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等 従業員数		年税額	標準税率	9号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円	8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円	7号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円	6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円	4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円	3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円	2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円	1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円
資本金等 従業員数		年税額	標準税率																																						
9号法人	50億円超 50人超	3,600,000 円	3,000,000 円																																						
8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000 円	1,750,000 円																																						
7号法人	10億円超 50人以下	492,000 円	410,000 円																																						
6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000 円	400,000 円																																						
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000 円	160,000 円																																						
4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000 円	150,000 円																																						
3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000 円	130,000 円																																						
2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000 円	120,000 円																																						
1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000 円	50,000 円																																						

平成21年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金特別控除（平成22年度課税から適用）</p> <p>○個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年から平成25年までに住宅の新築、増改築を行い入居し、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（9.75千円）を限度に控除 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を3年延長
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成21年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成23年度まで）</p> <p>◎固定資産評価基準の改正</p>

平成22年度	個人市民税	<p>◎扶養控除の見直し（平成24年度以後の課税から適用）</p> <p>○扶養控除の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除（33万円）を廃止。 ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 <p>○同居特別障害者加算の特例の改組（平成24年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等が同居の特別障害者である場合において、扶養親族等の控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。 <p>○65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金からの特徴制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得割額及び均等割額を含めて給与から特徴の方法により、徴収することができることとする。 <p>◎生命保険料控除の改組（平成25年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に新たに介護保険を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれ3.5万円を適用する。
--------	-------	--

平成22年度		<p>◎金融証券税制</p> <p>○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から平成26年までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長を經由して、税務署長に届出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に関り、非課税とする。（非課税口座を開設できるのは1人につき1年1口座、非課税口座で受け入れることができる上場株式等は取得価格ベースで100万円以内に限られる。）
	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
	たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成22年10月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円（旧税率 3,298円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円（旧税率 1,564円）

平成23年度	全体	<p>◎罰則の強化</p> <p>○現行3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正</p>
	個人市民税	<p>◎市民公益税制</p> <p>○寄附金税額控除の見直し（平成23年分の寄附金から対象、住民税は平成24年度課税から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行：5,000円）に引き下げる。 ・寄附金税額控除の対象に、認定NPO法人以外のNPO法人のうち、都道府県、市区町村が条例で指定した団体を加える。 <p>◎金融証券税制</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）適用期限を2年延長する。（平成25年12月31日まで） <p>○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行期日の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を2年延長したことに伴い、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例については、施行期日を2年延長する。（平成26年分所得から適用） <p>◎肉用牛の課税の特例の見直し</p> <p>○対象牛を2,000頭から1,500頭にし、適用期限を3年延長する。（平成27年度まで）</p> <p>◎東日本大震災に係る改正</p> <p>○雑損控除関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅や家財等の損失について、平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができる。 ・雑損控除の繰越期間を3年から5年に延長する。 <p>○住宅借入金等特別税額控除関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により居住できなくなった場合においても、残りの期間について引き続き税額控除を適用できる。
	たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成25年4月1日から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（旧税率 4,618円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円（旧税率 2,190円）

平成24年度	個人市民税	<p>◎退職所得に係る課税の見直し</p> <p>○10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後適用）</p> <p>○勤務年数5年以内の法人役員等について、課税所得に1/2を乗じる措置を廃止（平成25年1月1日以後適用）</p> <p>◎給与所得控除の見直し</p> <p>○収入1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限を245万円とする（平成26年度～）</p> <p>○特定支出控除の改正（平成26年度～）</p> <p>◎防災施策に要する財源確保のため均等割を500円加算（平成26年度～35年度）</p> <p>◎東日本大震災に係る改正</p> <p>○被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例</p> <p>○住宅借入金等特別控除の適用期間の特例</p>
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成24年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成26年度まで）</p> <p>○住宅用地の据置特例については、経過措置を設けたうえで平成26年度廃止</p> <p>◎固定資産評価基準の改正</p> <p>◎下水道除害施設の課税標準の特例（わがまち特例）の創設</p>

平成25年度	個人市民税	<p>◎個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充</p> <p>○所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除</p> <table border="1"> <tr> <th>居住年</th> <th>現行（～平成25年12月）</th> <th>平成26年1月～3月</th> <th>平成26年4月～平成29年12月</th> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）</td> </tr> </table> <p>◎金融所得課税の一体化等</p> <p>○金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更</p> <p>○法人に係る利子割を廃止</p> <p>◎個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し</p> <p>○市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。</p>	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月						
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）							
固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎特例措置の見直し</p> <p>○バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の延長（3年）、工事費要件の変更（現行：30万円→50万円超）</p> <p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2年）</p> <p>○日本郵便株が所有する一定の固定資産の課税標準の特例を変更し、3年延長（課税標準：現行3/5→1/2）</p>									

平成26年度	個人市民税	<p>◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を27年度から30年度まで延長</p> <p>◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を26年度から29年度まで延長</p>																																																																																												
	固定資産税 都市計画税	<p>◎公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入</p> <p>○公害防止用設備のために設置された施設又は設備について、特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>○水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 特例割合1/3（2/3減免）</p> <p>○大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○ノンフロン製品特例措置（3年度分）を創設 特例割合 3/4（1/4減免）</p> <p>◎耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</p> <p>○国の補助を受けて耐震改修工事が行われた不特定多数の者が利用する大規模建築物に対して、工事完了年の翌年度から2年度分の固定資産税の税額の1/2を減免</p> <p>◎時点修正</p>																																																																																												
	軽自動車税	<p>◎軽自動車税の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>H27.3.31まで</th> <th>H27.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50cc超 90cc以下</td> <td>乗用</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪（250cc以下）</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用（トラクター等）</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（フォークリフト等）</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎軽自動車税の税率の重課の創設</p> <p>○新規登録後13年を超えた三輪以上の軽自動車に対する20%の重課（経年車重課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>H28.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>貨物</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分		H27.3.31まで	H27.4.1から	原動機付自転車	50cc以下		1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	乗用	1,200円	2,000円	貨物	1,600円	2,400円	90cc超 125cc以下		1,600円	2,400円	ミニカー		2,500円	3,700円	二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円	6,000円	軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円	三輪		3,100円	3,900円	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	乗用	自家用	7,200円	10,800円	四輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円	貨物	自家用	4,000円	5,000円	雪上車		2,400円	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円	種別	区分		H28.4.1から	三輪			4,600円	軽自動車	四輪	乗用	営業用	8,200円	乗用	自家用	12,900円	四輪	貨物	営業用	4,500円	貨物	自家用
種別	区分			H27.3.31まで	H27.4.1から																																																																																									
	原動機付自転車	50cc以下		1,000円	2,000円																																																																																									
50cc超 90cc以下		乗用	1,200円	2,000円																																																																																										
		貨物	1,600円	2,400円																																																																																										
90cc超 125cc以下		1,600円	2,400円																																																																																											
ミニカー		2,500円	3,700円																																																																																											
二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円	6,000円																																																																																										
軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円																																																																																										
	三輪		3,100円	3,900円																																																																																										
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円																																																																																									
		乗用	自家用	7,200円	10,800円																																																																																									
	四輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円																																																																																									
		貨物	自家用	4,000円	5,000円																																																																																									
雪上車		2,400円	3,600円																																																																																											
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円																																																																																										
	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円																																																																																										
種別	区分		H28.4.1から																																																																																											
	三輪			4,600円																																																																																										
軽自動車	四輪	乗用	営業用	8,200円																																																																																										
		乗用	自家用	12,900円																																																																																										
	四輪	貨物	営業用	4,500円																																																																																										
		貨物	自家用	6,000円																																																																																										
法人市民税	<p>◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（H26.10.1以後に開始する事業年度分から適用）</p> <p>○地方法人税（国税）の創設に伴う、法人市民税法人税割の引下げ（国標準税率12.3%→9.7%）</p> <p>・法人税割の税率（改正前）13.7% →（改正後）11.1%</p>																																																																																													

平成27年度	全体	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の措置 ○申告書等に法人番号、個人番号の記載																															
	個人市民税	◎個人市民税の住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ○適用年を平成29年から平成31年まで延長 ◎ふるさと納税のワンストップ制度に係る申告の特例の創設（H27.4.1～） ○確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合、申請書の提出により課税市に対して寄附先の団体が控除に必要な事項を記載した通知をすることにより、確定申告が不要																															
	固定資産税 都市計画税	◎新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入 ◎固定資産税等（土地）の負担調整措置を平成29年度まで延長																															
	軽自動車税	◎一定の環境性能を有する軽四輪車等にグリーン化特例を導入（H27.4.1～） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>※A</th> <th>※B</th> <th>※C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A 電気自動車・天然ガス軽自動車で「平成21年排出ガス10%低減」達成 ※B 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準+20%達成、軽貨物はH27燃費基準+35%達成 ※C 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準達成、軽貨物はH27燃費基準+15%達成 ◎原動機付自転車、二輪車及び小型特殊に係る税額の適用開始時期を平成27年度から1年間延長</p>	種別	区分		※A	※B	※C	軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	種別	区分		※A	※B	※C																											
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円																												
	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																											
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																											
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																											
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																											
	法人市民税	◎法人住民税均等割の税率区分に使用される「資本金等の額」の改正																															
たばこ税	◎旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年度から平成31年度にわたって段階的に廃止 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>（現行）1,000本につき</th> <th>H28.4.1</th> <th>H29.4.1</th> <th>H30.4.1</th> <th>H31.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> <td>5,262円</td> </tr> </tbody> </table>	（現行）1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																						
（現行）1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1																													
2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																													

平成28年度	個人市民税	◎スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入（H30.1.1～） ○検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用（年間10万円を限度として1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入
	固定資産税 都市計画税	◎特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入し、適用期限を2年延長 ○太陽及び風力発電設備 特例割合2/3（1/3減免） ○水力、地熱及びバイオマス発電設備 特例割合1/2（1/2減免） ○都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産特定割合4/5
	軽自動車税	◎自動車取得税を廃止し、軽自動車税における環境性能割の創設（R1.10.1～） ◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長（H29.3.31まで）
法人市民税	◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（R1.10.1以後に開始する事業年度分から適用） ○地方法人税（国税）の税率引き上げに伴う、法人市民税法人税割を3.7%引下げ ・法人税割の税率（改正前）11.1% → （改正後）7.4% （参考：国標準税率9.7%→6.0%）	

平成29年度	個人市民税	◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（H31.1.1～） ○配偶者特別控除の控除額が33万円の対象となる配偶者の収入を103万円から150万円まで引上げ、150万円を超えるものは収入に応じて段階的に201万円まで引上げ ○給与収入1,120万円（合計所得金額900万円）超の納税義務者本人に所得制限を導入 ◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を令和3年度まで延長 ◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成32年度まで延長
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産税等の特例措置等にわがまち特例を導入 ○企業主導型保育事業 特例割合 1/2（1/2減免） ○家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下） 1/2（1/2減免） ○緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 2/3（1/3減免） ◎居宅用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正 ◎耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 ○耐震改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/2から2/3に拡充 ○省エネ改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/3から2/3に拡充 ◎災害に関する税制上の措置の常設化 ○災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。 ○被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充
	軽自動車税	◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を、重点化を行った上で2年延長（H29.4.1～H31.3.31）

平成30年度	個人市民税	<p>◎給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し(令和3年度分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与所得控除と公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を10万円引上げる。 ○給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を、上限額220万円を195万円に見直す。 ○子育て世代、介護世帯への所得金額調整控除の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、「①年齢23歳未満の扶養親族を有する者、②特別障害者に該当する者、③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する者」については、給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を、給与所得の金額から控除する。 ○公的年金等控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含め、控除額の上限を新たに設け195.5万円とする。 ・公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。 ○基礎控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円で消失する仕組みを設ける。 ○非課税の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引上げ、合計所得125万円を135万円に見直す。 ・均等割を課さないとされる非課税限度額を10万円引上げ、「315千円×(同一生計配偶者+扶養数+1)+(189千円)+10万円」以下の者には均等割を課さない。 							
	固定資産税 都市計画税	<p>◎固定資産税等(土地)の「負担調整措置」を3年延長</p> <p>◎固定資産税の特例措置(わがまち特例)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止用設備(汚水又は廃液を処理するための施設)に係る課税標準の特例措置1/3から1/2へ見直し2年延長 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に水力・地熱・バイオマス発電設備を追加、設備の価格に乗じる率を「1/2」から「3/4」へ見直し2年延長 <p>◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の1/3に相当する金額(改修工事費の一定割合を上限とする)を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる。 <p>◎生産性向上特別措置法の施行に伴い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>集中投資期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>特例率</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table>	集中投資期間	平成30年度～令和2年度	特例率	ゼロ			
	集中投資期間	平成30年度～令和2年度							
特例率	ゼロ								
たばこ税	<p>◎たばこ税率の見直し 平成30年10月1日から3段階で引上げ</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行1,000本につき</td> <td>H30. 10. 1</td> <td>R2. 10. 1</td> <td>R3. 10. 1</td> </tr> <tr> <td>5,262円</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </table> <p>◎加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課税区分に「加熱式たばこ」の区分を設ける。 ○紙たばこの本数への換算方法は、次の2つの方法によって換算した本数の合計本数とする方法に変更 <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 ・加熱式たばこの小売価格の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 ○加熱式たばこの課税標準は、新たな換算方式である重量及び小売価格を紙巻たばこの本数に換算する方式への移行を、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に行う。 	現行1,000本につき	H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
現行1,000本につき	H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1						
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円						
平成31年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金等特別税額控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローン減税措置の対象期間の延長(令和元年10月～令和2年12月の間に居住) <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、控除期間(11～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において個人住民税から控除する。 ○子どもの貧困に対応するための非課税措置(令和3年度分～) <ul style="list-style-type: none"> ○事実婚状態ではなく、児童扶養手当の受給者であり、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする。 ◎特例控除対象寄付金(ふるさと納税)の見直し(令和元年6月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ○総務大臣は、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付の募集を適正に実施する地方公共団体とする。 ・返礼品返礼割合を3割以下とする。 ・返礼品を地場産品とする。 							

平成31年度	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ○特定所有者不明土地を利用する地域福利増進事業の固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年間3分の2とする特例措置を令和3年3月31日まで講ずる。 ◎特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○防災上重要な道路における無電柱化のため、地下に埋設した電柱等に係る固定資産税の特例措置を見直しを行った上で適用期限を3年延長 ○子ども・子育て支援法に基づく国補助を受けた者が保育施設に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を2年延長 ○鉄軌道事業者が国補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上のための償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長 ○コージェネレーション設備に係る固定資産税の特例措置について、課税標準を価格の12分の11（現行：6分の5）とした上で、その適用期限を2年延長
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ◎軽自動車におけるグリーン化特例の延長と見直し <ul style="list-style-type: none"> ○現行のグリーン化特例の適用期限を平成31年4月1日から令和3年3月31日まで2年延長 ○令和3年度から令和4年度までグリーン化特例の対象を電気自動車、天然ガス車に限定し継続（75%軽減） ◎軽自動車税の環境性能割（旧自動車取得税）の臨時的軽減 <ul style="list-style-type: none"> ○消費税引き上げに伴う需要平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車の税率の1%分を軽減 ◎環境性能割交付金の交付割合の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○（環境性能割導入以後）100分の65⇒（令和元～3年度）100分の47⇒（令和4年度以降）100分の43 ◎NPO法人の環境性能割（旧自動車取得税）の免除 <ul style="list-style-type: none"> ○活動支援のため、設立5年以内に軽自動車を無償で譲り受けた場合の環境性能割を免除

令和2年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（令和3年度分以後の市民税に適用） <ul style="list-style-type: none"> ○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用 ○上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下（年収678万円））を設定 ○所得500万円以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状維持。 ○人的非課税措置の対象を前年の合計所得金額135万円以下の「障害者、未成年者、寡婦、ひとり親」に見直し
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎地方創成応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等 <ul style="list-style-type: none"> ○適用期限を令和6年度まで延長 ○税額控除割合を17.1%から34.3%へ引上げ（損金算入措置（約3割）と併せて寄附金額の約9割の負担軽減）
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ◎現に所有している者の申告の制度化（所有者不明土地関係） <ul style="list-style-type: none"> ○登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等の申告を義務化 ◎使用者を所有者とみなす制度を拡大（所有者不明土地関係） <ul style="list-style-type: none"> ○所有者が一人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして、事前に通知した上で固定資産課税台帳に登録し課税。 ◎特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例として、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。 ○農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産を、最初の5年度分、価格に2/3を乗じた額とする。 ○一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置として、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格に1/2を乗じた額とする。 ○新築住宅に係る税額の減税措置の適用期限を、令和4年3月31日まで延長
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、本数課税方式に見直し。令和2年10月から1年間は経過措置として0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税。以降は最低税率を設定（1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本）し、本数課税を適用。
	【新型コロナウイルス感染症における税制上の措置】	
	徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ◎徴収猶予制度の特例 <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に寄付金控除を適用 ◎住宅建設の遅延等により令和2年12月末までに入居できない場合においても、令和3年12月末までに入居した場合には控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロに減免する。 ◎新規に設備投資を行う中小事業者支援として、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構造物を追加 	
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境性能割の税率1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長 	

令和 2 年度
市 税 概 要

編 集 財政部 税 務 課
財政部 収納管理課
健康こども未来部 国保年金課

発 行 上 田 市
〒386-8601 上田市大手一丁目11-16
TEL 0268-22-4100(代)
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>